

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年2月15日
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石谷 洋章
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	出仙 学恭
【電話番号】	03(5156)5000
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ドイチェ・ライフ・プラン30 ドイチェ・ライフ・プラン50 ドイチェ・ライフ・プラン70
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンドについて2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ドイチェ・ライフ・プラン30

ドイチェ・ライフ・プラン50

ドイチェ・ライフ・プラン70

（以下、上記ファンドを総称して「ファンド」という場合があります。また、上記ファンドそれぞれを「各ファンド」という場合があります。）

（注）以下、各項目等に特に記載がない場合は、上記ファンド共通の内容となります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社（「ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社」をいいます。以下同じ。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

各ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて2,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。なお、便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(6)【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

(7)【申込期間】

2022年2月16日から2022年8月15日まで（継続申込期間）

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

原則として、販売会社の本・支店、営業所等において申込みの取扱いを行います。

販売会社については、委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(9)【払込期日】

当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社が定める日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

原則として、申込みの取扱いを行った販売会社（上記「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。）において払込みを取扱います。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

取得申込みの方法等

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 委託会社は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合には、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消しまたは変更することができます。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託の基礎知識

投資信託とは

多数の投資者からお金を集めて、ひとつの大きな資金にまとめます。その資金を株式や債券等に分散投資して、運用する金融商品です。



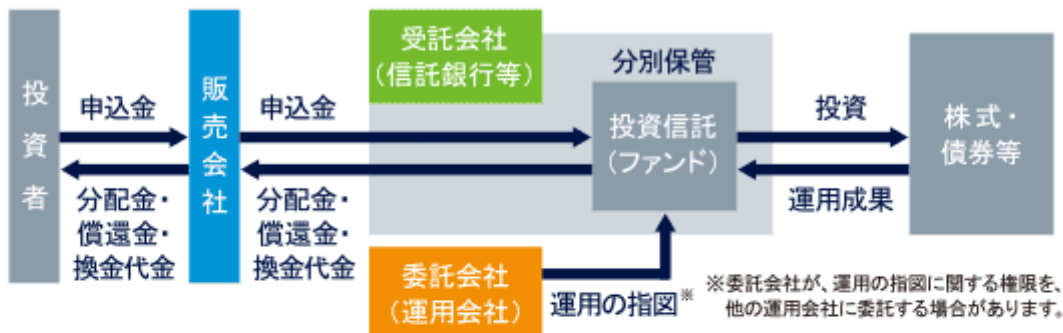
少額の資金で分散投資が可能です。運用による損益は、すべて投資者に帰属します。運用成果は、投資者の持ち分に応じて平等に分配されます。投資信託の投資対象や運用方法は、投資信託によってそれぞれ異なります。

投資信託の仕組み

委託会社(運用会社)は、投資信託の性格や運用方針等を決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行います。

販売会社は、投資信託の販売、換金、分配金の支払い等を行う会社(証券会社や銀行、保険会社等の金融機関)です。

受託会社(信託銀行等)は、信託財産(投資信託において運用される株式や債券、現金等)の保管や管理を行います。信託財産は、受託会社の財産とは区別して保管されます。



留意ポイント

- (1) 購入時または換金時に手数料がかかる場合があります。
- (2) 保有期間中に運用管理費用(信託報酬)がかかります。
- (3) 信託財産留保額がかかる投資信託があります。信託財産留保額は、投資者が負担する費用で、投資信託の信託財産に繰り入れられます。
- (4) 購入期間・換金期間が限定されている場合があります。
- (5) 一般に、分配金・償還金・換金代金には税金がかかります。
- (6) 信託期間は延長される場合、もしくは繰上償還され短縮される場合があります。

投資信託は、元本保証がない金融商品です。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>

・電話番号 03-5156-5108（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主にわが国の株式・公社債及び外国の株式・公社債に投資し、中長期的な安定収益の獲得を目指して運用を行います。

信託金の限度額

各ファンドについて2,000億円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内 海外	株式 債券 不動産投信	MMF MRF	インデックス型
追加型投信	内外	その他資産()	ETF	特殊型
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類の定義について>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
2. 「投資対象地域」の区分のうち、「内外」とは、目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象資産（収益の源泉）」の区分のうち、「資産複合」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）、その他資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)				ブル・ベア型
		日本			日経225	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性()	年2回 年4回 年6回 (隔月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり ()		条件付 運用型
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし		ロング・ ショート 型/絶対収 益追求型
その他資産(投資信託証券 (資産複合(株式、債券)))	日々	アフリカ			TOPIX	ロング・ ショート 型/絶対収 益追求型
資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	中近東 (中東) エマージング			その他 ()	その他 ()

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

< 属性区分の定義について >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信(リート)以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドは、マザーファンド(投資信託証券)を通じて実質的に複数の資産(株式及び債券)に投資するため、商品分類表の「投資対象資産(収益の源泉)」においては「資産複合」に分類されます。
2. 「決算頻度」の区分のうち、「年1回」とは、目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象地域」の区分のうち、「グローバル」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとします。
4. 「投資形態」の区分のうち、「ファミリーファンド」とは、目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
5. 「為替ヘッジ」の区分のうち、「なし」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

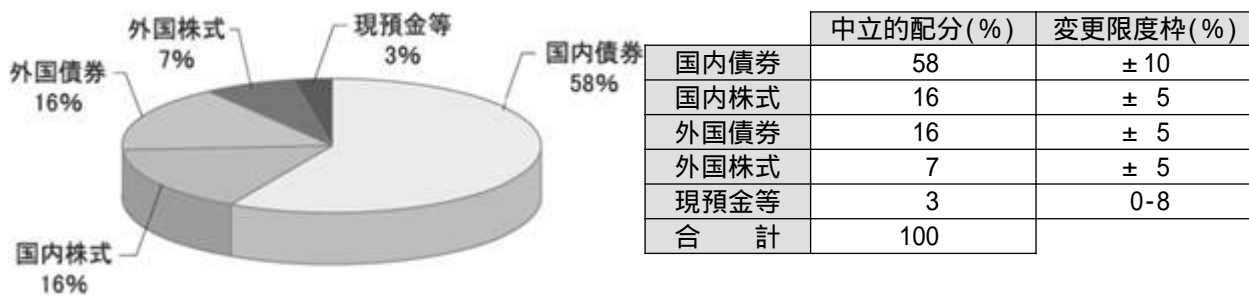
なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照下さい。

ファンドの特色

- a. 国内債券・国内株式・外国債券・外国株式等へ投資する各マザーファンドへの分散投資により、リスクを低減しつつ中長期的な安定収益の獲得を目指します。
- b. 資産配分の中立的配分となる「基本アセット・ミックス」を決定し、一定の範囲内で資産配分の調整を行います。

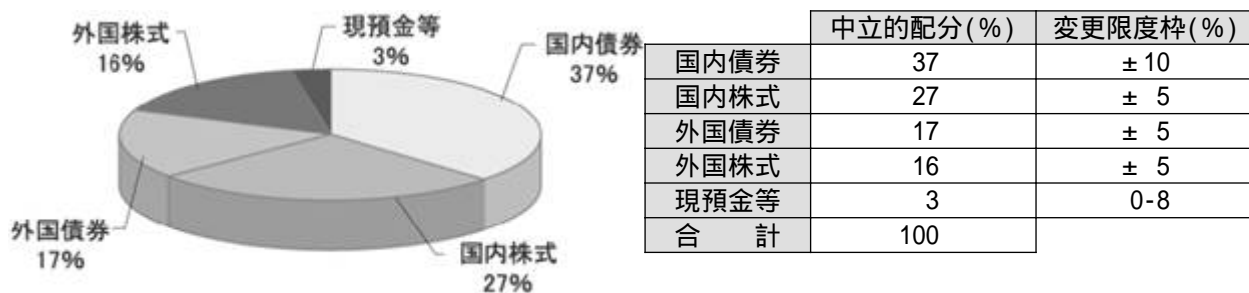
<基本アセット・ミックス>（2021年12月末現在）

「ドイチェ・ライフ・プラン30」



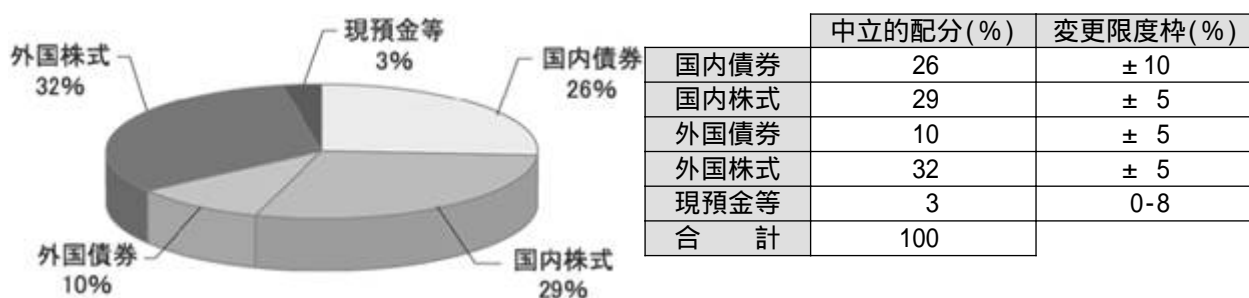
（注）国内株式と外国株式の合計は30%以下とし、外国株式と外国債券の合計は30%以下とします。

「ドイチェ・ライフ・プラン50」



（注）国内株式と外国株式の合計は50%以下とし、外国株式と外国債券の合計は40%以下とします。

「ドイチェ・ライフ・プラン70」



（注）国内株式と外国株式の合計は70%未満とし、外国株式と外国債券の合計は50%以下とします。

（注）基本アセット・ミックスは変更される場合があります。

- c. ベンチマーク(運用を評価するための指標)を定め、アクティブ運用によって、ベンチマークを上回る収益を追求します。

ベンチマーク

各ファンドのベンチマークは、委託会社が、国内債券：NOMURA - B P I 総合、国内株式：T O P I X (東証株価指数：配当込み)、外国債券：F T S E 世界国債インデックス(除く日本)、外国株式：M S C I コクサイ指数(配当込み)、現預金等：有担保コール・レートをそれぞれ中立的配分で加重して計算したものです。

	各資産のベンチマーク
国内債券	NOMURA - B P I 総合 ¹
国内株式	T O P I X (東証株価指数：配当込み) ²
外国債券	F T S E 世界国債インデックス(除く日本) ³
外国株式	M S C I コクサイ指数(配当込み) ⁴

- 1 NOMURA - B P I は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA - B P I を用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- 2 T O P I X (東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等株価指数に関するすべての権利は、東証が有しています。東証は、T O P I X の算出もしくは公表の方法の変更、T O P I X の算出もしくは公表の停止またはT O P I X の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- 3 F T S E 世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- 4 M S C I コクサイ指数は、M S C I インク(以下「M S C I」といいます。)が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はM S C I に帰属します。また、M S C I は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

(注) ファンドのパフォーマンスはベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークは一定の投資成果を保証するものではありません。また、株式及び金融・債券市場の構造変化等によってはベンチマークを変更する場合があります。

主な投資対象

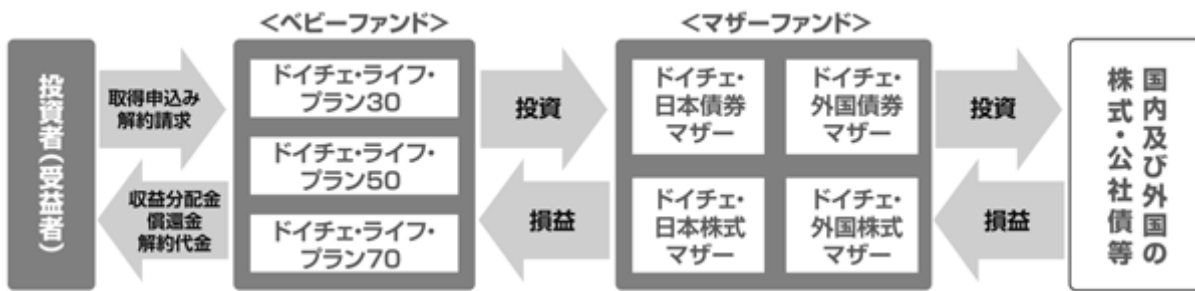
各マザーファンドへの投資を通じて、下記投資対象に投資します。

	主な投資対象
国内債券	ベンチマーク採用銘柄のうちシングルA格相当以上の公社債
国内株式	わが国の取引所に上場(これに準ずるものを含まず。)している株式
外国債券	ベンチマーク採用国のシングルA格相当以上の国債
外国株式	ベンチマーク採用国の上場株式

- d. 原則として為替ヘッジは行わないことを基本としますが、為替変動によって為替差損が生じる可能性があると判断した場合は、為替ヘッジを行います。

e . ファミリーファンド方式 で運用を行います。

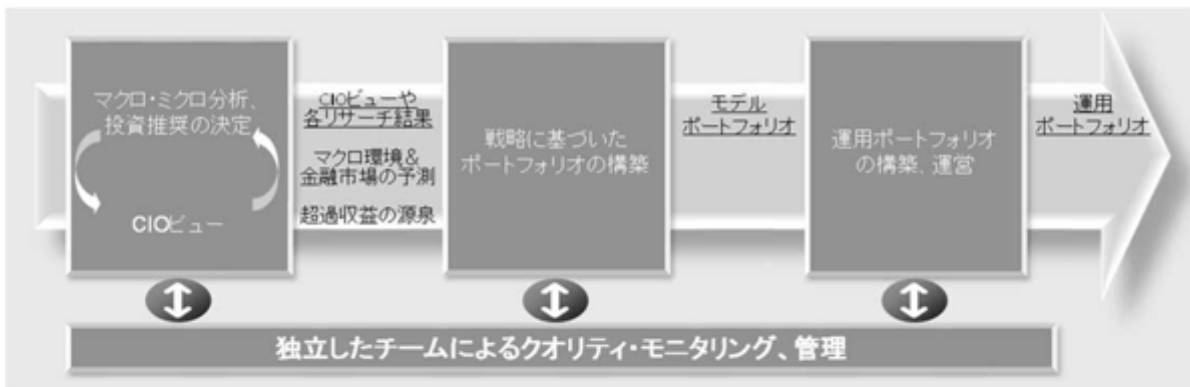
「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、投資者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。



(注) 販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

<運用プロセス>

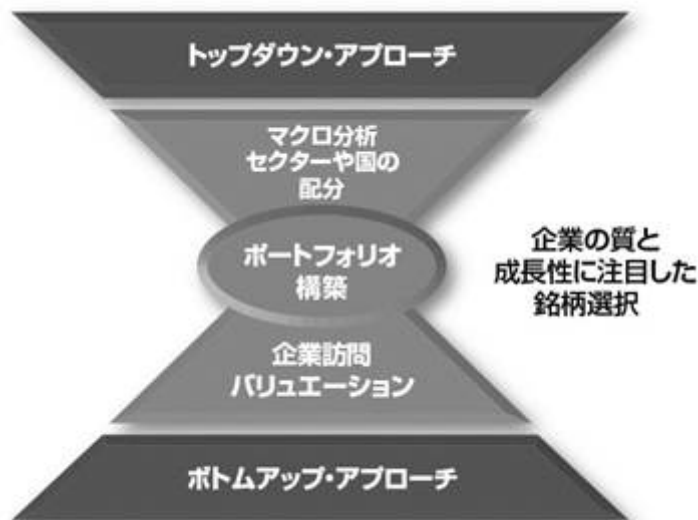
ドイチェ・日本債券マザー及びドイチェ・外国債券マザー



ミクロ分析



ドイチェ・日本株式マザー及びドイチェ・外国株式マザー



(注1) 上記運用プロセスにおいて、ドイツ銀行グループの資産運用部門（グローバル）またはその他外部機関の投資環境調査等やモデルポートフォリオを参考にすることがあります。

(注2) 上記各運用プロセスは本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

(注) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

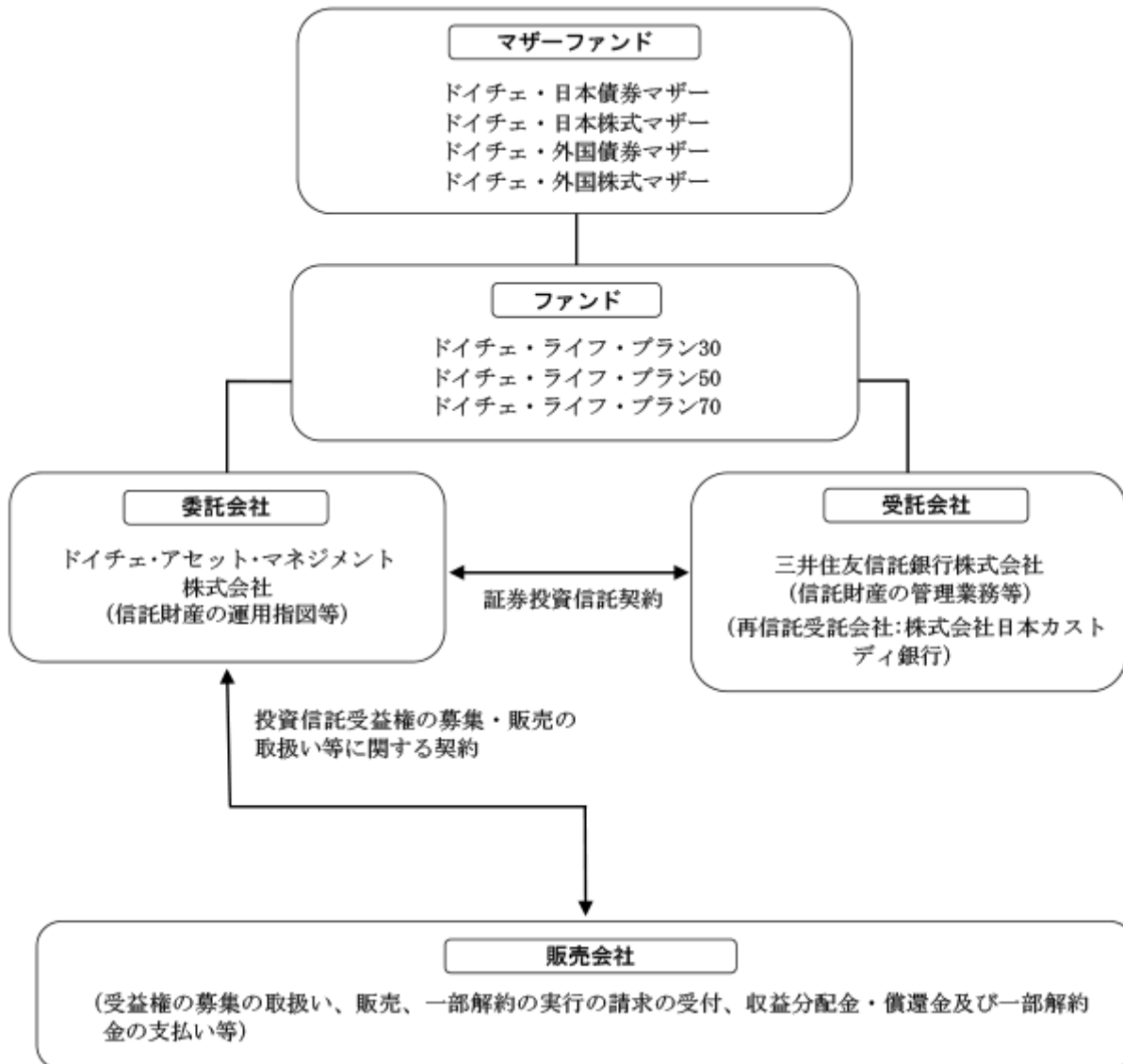
1998年11月26日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

2000年12月1日 ファンド名称の変更

（「B Tライフ・プラン30/50/70」より「ドイチェ・ライフ・プラン30/50/70」に変更）

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

**委託会社及びファンドの関係法人**

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

a . ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

b . 三井住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

c . 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

委託会社の概況

a. 資本金の額(2021年12月末現在)

3,078百万円

b. 沿革

1985年 モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント(株)設立
1987年 投資顧問業登録、投資一任業務認可取得
1990年 ドイツ銀投資顧問(株)と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント(株)に社名を変更
1995年 ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問(株)に社名を変更
証券投資信託委託会社免許取得
1996年 ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問(株)に社名を変更
1999年 バンカース・トラスト投信投資顧問(株)と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメント(株)に社名を変更
2002年 チューリッヒ・スカダー投資顧問(株)と合併
2005年 ドイチェ・アセット・マネジメント(株)とドイチェ信託銀行(株)の資産運用サービス業務を統合
資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント(株)に一本化

c. 大株主の状況(2021年12月末現在)

名称: DWS グループ GmbH & Co. KGaA

住所: ドイツ連邦共和国60329 ヘッセン フランクフルト・アム・マイン マインツァー・ラント通り11-17

所有株式: 61,560株

所有比率: 100%

2【投資方針】

以下、各項目等に特に記載がない場合は、各ファンド共通の内容となります。

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、主にわが国の株式・公社債及び外国の株式・公社債に投資し、中長期的な安定収益の獲得を目指して運用を行います。

<マザーファンドの基本方針>

「ドイチェ・日本株式マザー」

主にわが国の株式に投資し、積極的に収益の獲得を目指して運用を行います。

「ドイチェ・日本債券マザー」

主にわが国の公社債に投資し、安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。

「ドイチェ・外国株式マザー」

主に外国の株式に投資し、積極的に収益の獲得を目指して運用を行います。

「ドイチェ・外国債券マザー」

主に外国の公社債に投資し、安定収益の獲得を目指して運用を行います。

運用方法

a. 投資対象

ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券（以下、それぞれ「マザーファンド」ということがあります。）を主要投資対象とします。

b. 投資態度

「ドイチェ・ライフ・プラン30」

1) 主に、ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券にとどまらず世界各国の株式及び債券に積極的に分散投資を行うことによって、リスクを軽減しつつ中長期的な安定収益の向上を目指します。ただし、日本株式と外国株式の合計の投資額が信託財産の純資産総額の30%を、かつ外国株式と外国債券等の外貨建資産への投資額の合計が信託財産の純資産総額の30%を超えない範囲で運用を行います。

「ドイチェ・ライフ・プラン50」

1) 主に、ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券にとどまらず世界各国の株式及び債券に積極的に分散投資を行うことによって、リスクを軽減しつつ中長期的な安定収益の向上を目指します。ただし、日本株式と外国株式の合計の投資額が信託財産の純資産総額の50%を、かつ外国株式と外国債券等の外貨建資産への投資額の合計が信託財産の純資産総額の40%を超えない範囲で運用を行います。

「ドイチェ・ライフ・プラン70」

1) 主に、ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券にとどまらず世界各国の株式及び債券に積極的に分散投資を行うことによって、リスクを軽減しつつ中長期的な安定収益の向上を目指します。ただし、日本株式と外国株式の合計の投資額が信託財産の純資産総額の70%未満の範囲で、かつ外国株式と外国債券等の外貨建資産への投資額の合計が信託財産の純資産総額の50%を超えない範囲で運用を行います。

（以下、各ファンド共通）

- 2) 各資産毎（日本株式、日本債券、外国株式、外国債券）の資産配分の変更と個別資産毎のポートフォリオ運用の両面で、付加価値を高めることを目指します。
- 3) 各資産毎の資産配分の決定・変更は以下のように行います。
 1. 各々のマザーファンド受益証券への中立的な投資配分（基本アセット・ミックス）を以下の要領で決定します。
 -) 3年～5年の中長期的観点で、一定の収益目標を定めます。
 -) 各資産毎（日本株式、日本債券、外国株式、外国債券）に、各国マクロ経済長期見通し等に基づいて、長期的な期待収益率を予測します。
 -) 予測した各資産の期待収益率等を基に、上記の収益目標を達成するための、最適な投資配分比率を求め、基本アセット・ミックスとします。
 -) 長期的な各国マクロ経済見通し等が大きく変化したと判断した場合は、基本アセット・ミックスの見直しを行います。
 2. この基本アセット・ミックスを中立的配分として、四半期毎に戦略的資産配分（各々のマザーファンド受益証券への投資配分）の計画を作成します。その際には、中期的な各国の経済見通し、金利状況、市況動向等をベースに、資産配分の計画を決定します。
 3. 各国の市場見通しや経済見通しに変化があった場合は、一定の変更限度内で資産配分の調整を行います。
 - 4) 各マザーファンド受益証券の合計の組入れ率を高位に保つことを基本としますが、市況動向・資金動向等によってはコール・ローン等による現金運用部分を増加させることがあります。
 - 5) 実質外貨建資産については、為替変動によって為替差損が生じる可能性があるかと判断した場合は、為替ヘッジを行います。
 - 6) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）等、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り、公社債の借入れ及び資金の借入れを行うことがあります。
 - 7) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

<マザーファンドの概要>（詳細については、各マザーファンドの信託約款をご参照下さい。）

各マザーファンドは、信託約款に基づき、以下の概要の通りの運用を行います。

「ドイチェ・日本株式マザー」

- 1) 主にわが国の証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している株式に積極的に投資を行い、東証株価指数（配当込み）を上回る投資成果を目指します。
- 2) 付加価値を高めるために、トップ・ダウン及びボトム・アップの両方を活用した運用を行います。業種配分に関しては、マクロ経済・産業分析等を通じて最適な配分を決定します。銘柄選択に関しては、個々の企業のファンダメンタルズ分析、定性分析、バリュエーション分析、将来の成長性等を吟味した上で投資対象の絞込みを行います。
- 3) 業種及び銘柄の分散を行い、ポートフォリオ全体として意図せざるリスクをとることを抑制します。
- 4) 株式の組入れはフル・インベストメントを基本としますが、市場環境やファンドキャッシュフロー予測に基づき必要と認められた場合には一時的に株式組入れ比率を引き下げることがあります。
- 5) 上記の運用を補完する目的でわが国の企業が発行する外貨建の転換社債、新株引受権証券、外国の取引所におけるわが国の株価指数先物等を行い、外貨建資産を保有することがあります。
- 6) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り及び公社債の借入れを行うことがあります。

7) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

「ドイチェ・日本債券マザー」

- 1) 主にNOMURA - B P I総合に採用されている公社債に投資を行い、同指数を上回る投資成果を目指します。
- 2) 付加価値を高めるために、マクロ分析に基づく市場予測によって、アクティブにデュレーションやイールド・カーブ等の調整を行います。
- 3) 上記の運用を補完する目的で、外国の証券取引所におけるわが国の有価証券先物取引等を行うために、外貨建資産を保有することがあります。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り及び公社債の借入れを行うことがあります。
- 5) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

「ドイチェ・外国株式マザー」

- 1) 主にM S C Iコクサイ指数に採用されている国の株式に積極的に投資を行い、同指数を上回る投資成果を目指します。なお、市況動向等によっては、M S C Iコクサイ指数に採用されていない国の株式を信託財産の最大10%まで組入れることがあります。
- 2) 付加価値を高めるために、個々の企業のファンダメンタルズ及びバリュエーションを考慮して銘柄選択を行います。
- 3) 株式の組入れはフル・インベストメントを基本としますが、市場環境やファンドキャッシュフロー予測に基づき必要と認められた場合には一時的に株式組入れ比率を引き下げることがあります。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り及び公社債の借入れを行うことがあります。
- 5) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

「ドイチェ・外国債券マザー」

- 1) 主にF T S E世界国債インデックス（除く日本）に採用されている国債を中心に投資を行い、同インデックスを上回る投資成果を目指します。
- 2) 付加価値を高めるために、マクロ分析に基づく市場予測によって、アクティブにデュレーションや国別配分等の調整を行います。
- 3) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、公社債の空売り及び公社債の借入れを行うことがあります。
- 4) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

委託会社は、信託金を、主としてドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券及びドイチェ・外国債券マザー受益証券のほか、以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))及び新株予約権証券
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から上記8.までの証券の性質を有するもの
10. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
11. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
12. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
13. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
14. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
15. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
17. 外国の者に対する権利で上記16.の有価証券の性質を有するもの
18. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
19. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、上記1.の証券または証書及び上記9.ならびに上記14.の証券及び証書のうち上記1.の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から上記6.までの証券及び上記9.ならびに上記14.の証券または証書のうち上記2.から上記6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記10.の証券及び上記11.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<マザーファンドの投資対象>

「ドイチェ・日本株式マザー」

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券及び新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から上記7.までの証券の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
13. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で上記15.の有価証券の性質を有するもの
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1.の証券または証書及び上記8.ならびに上記13.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から上記5.までの証券及び上記8.ならびに上記13.の証券または証書のうち上記2.から上記5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9.の証券及び上記10.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記 の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「ドイチェ・日本債券マザー」

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から上記6.までの証券の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13. 外国の者に対する権利で上記12.の有価証券の性質を有するもの
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1.から上記5.までの証券及び上記7.の証券または証書のうち上記1.から上記5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記8.の証券及び上記9.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記 の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「ドイチェ・外国株式マザー」

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券及び新株予約権証券

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から上記7.までの証券の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で上記15.の有価証券の性質を有するもの
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1.の証券または証書及び上記8.ならびに上記13.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から上記5.までの証券及び上記8.ならびに上記13.の証券または証書のうち上記2.から上記5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9.の証券及び上記10.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記 の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「ドイチェ・外国債券マザー」

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から上記6.までの証券の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13. 外国の者に対する権利で上記12.の有価証券の性質を有するもの
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1.から上記5.までの証券及び上記7.の証券または証書のうち上記1.から上記5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記8.の証券及び上記9.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

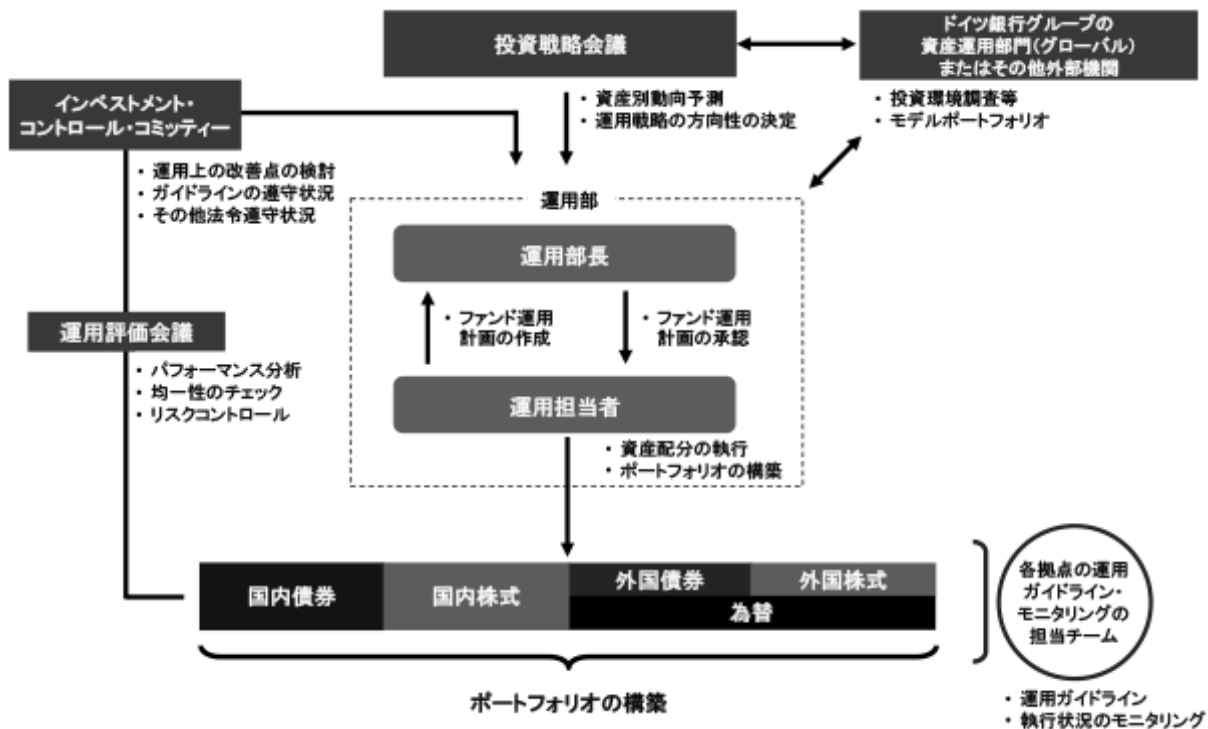
委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記 の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

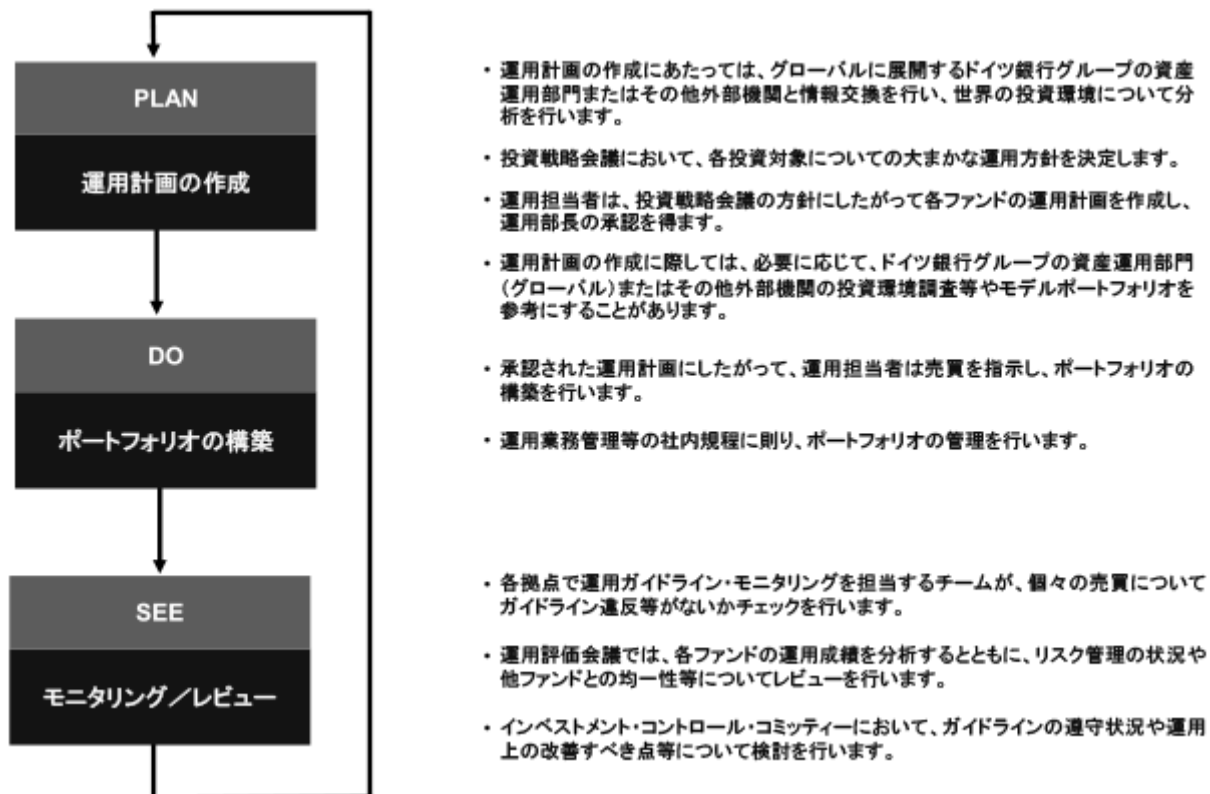
< 運用体制 >



運用計画の作成、ポートフォリオの運用指図、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等当ファンドの一連の運用業務は、委託会社の運用部が行います。運用部における主な意思決定機関としては、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの3つがあります。これらはいずれも運用部長が主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定等、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議・決定します。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。これらの運用体制については、社内規程及び運用部部内規程により定められています。

< 運用の流れ >



< 内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織 >

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

< 委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制 >

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターしております。

（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年1回の毎決算時（原則として毎年11月15日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定いたします。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

< 信託約款で定める投資制限 >

「ドイチェ・ライフ・プラン30」

株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

「実質投資割合」とは、ファンドに属する当該資産の時価総額とマザーファンドに属する当該資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。以下同じ。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

「ドイチェ・ライフ・プラン50」

株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。

「ドイチェ・ライフ・プラン70」

株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

（以下、各ファンド共通）

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

同一銘柄の株式等への投資制限

- a. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- b. 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- c. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- c. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- c. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 上記a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 上記 a. の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。
- c. 上記 b. の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

<マザーファンドの信託約款で定める投資制限>

「ドイチェ・日本株式マザー」

株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

投資する株式等の範囲

委託会社が受託会社に対して投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- b. 上記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

「ドイチェ・日本債券マザー」

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. 上記 a. の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記 a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記 a. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を下記b.の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- c. 上記b.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- d. 委託会社は、公社債の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

「ドイチェ・外国株式マザー」

株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

投資する株式等の範囲

委託会社が受託会社に対して投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. 上記 a. の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記 a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記 a. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- b. 上記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 % 以下とします。

「ドイチェ・外国債券マザー」

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. 上記 a. の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記 a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記 a. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を下記b.の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- c. 上記b.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- d. 委託会社は、公社債の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記a.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

c. 上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

<法令で定める投資制限>

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa. の数がb. の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、株式及び公社債等の値動きのある証券（外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

なお、当ファンドは預貯金と異なります。

株価変動リスク

ファンドの基準価額は、組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株価は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、当ファンドが保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

信用リスク

投資した株式や債券等の有価証券について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は当該有価証券の価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

為替変動リスク

当ファンドは外国の株式や債券に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該外貨建資産の通貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

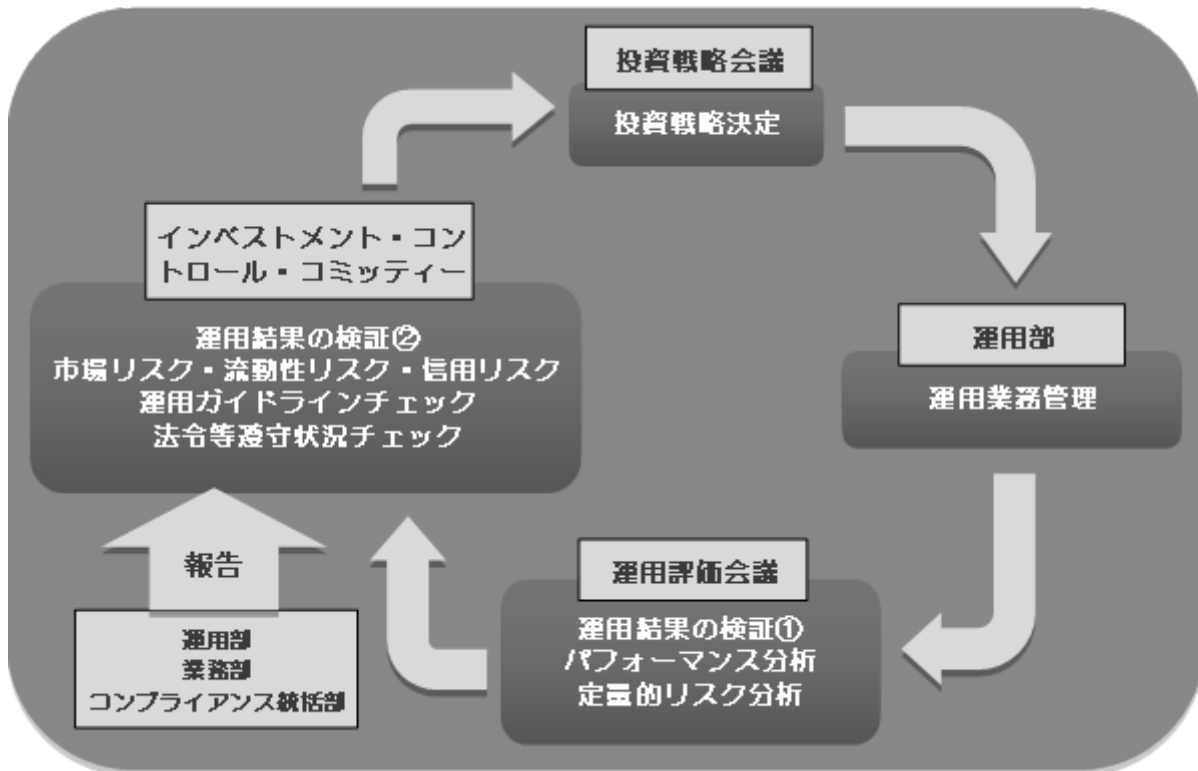
その他の留意点

- 各資産への投資配分（各マザーファンド受益証券への投資配分）は、「基本アセット・ミックス」を中立的配分とし、一定の変更限度内で調整を行います。相対的に収益率の劣る資産への投資配分を増やすことにより中立的な投資配分をした場合より基準価額のパフォーマンスが劣る場合があります。
- 当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）及び一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流出入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、マザーファンドにおいても原則として迅速に有価証券の組入れを行います。買付予定銘柄によっては流動性等の観点から買付終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・一部解約等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合には、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取消または変更することができます。

- ・当ファンドのベンチマークは、ファンドの運用にあたって運用成果の目標の目安とする指標であり、一定の投資成果を保証するものではありません。また、株式及び金融・債券市場の構造変化等によってはベンチマークを変更する場合があります。
- ・当ファンドの資産規模によっては、投資方針に沿った運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- ・各ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
- ・資金動向、市況動向その他の要因により、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
- ・投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送付金規制等の様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2)投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。



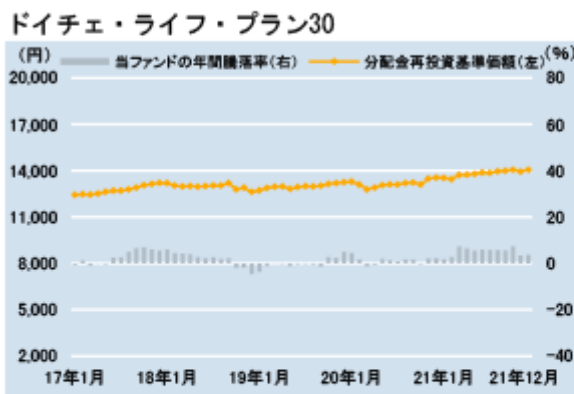
委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。

(注) 投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

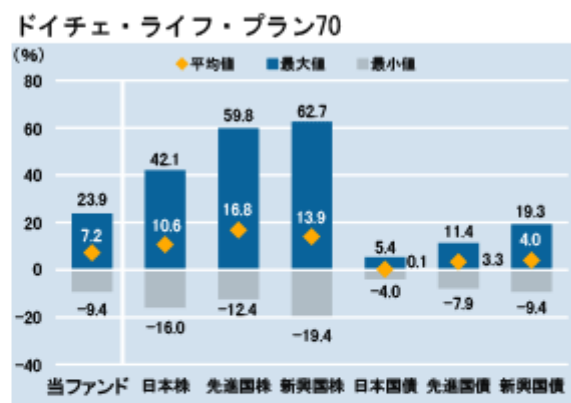
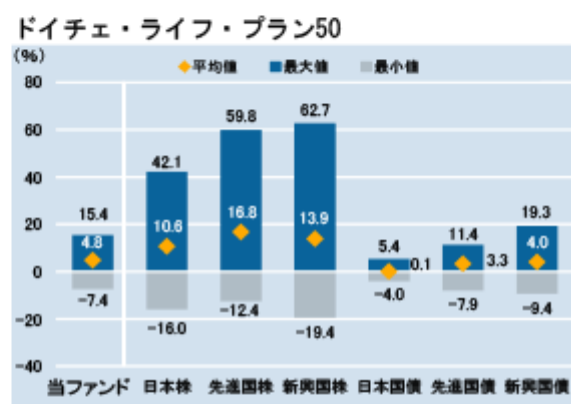
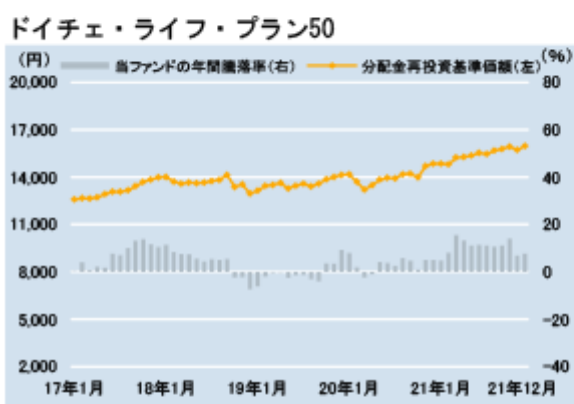
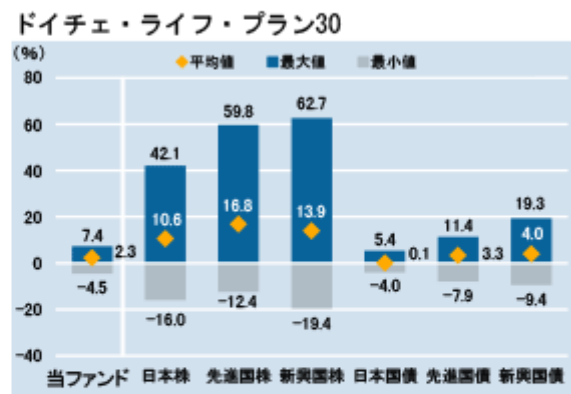
当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ※1, ※2

(2017年1月～2021年12月)



当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 ※1, ※3, ※4

(2017年1月～2021年12月)



※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。ただし、設定来の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。

※3 2017年1月～2021年12月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。

日本株：TOPIX（配当込み）

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスエマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

（注1）すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

（注2）先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

- ・ TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等株価指数に関するすべての権利は、東証が有しています。東証は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ・ MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIインク（以下「MSCI」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ・ NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPIを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- ・ FTSE世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・ JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスエマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社であるJ.P. Morgan Securities LLC（以下「J.P.Morgan」といいます。）が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J.P. Morganは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスエマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスエマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J.P. Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスエマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

（注）申込手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

ただし、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とし、その配分及び役務の内容は以下の通りです。

ファンド	信託報酬率	配分（税抜）及び役務の内容		
		委託会社	販売会社	受託会社
		委託した資金の運用等の対価	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドの管理等の対価	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
ドイチェ・ライフ・プラン30	年率1.353% （税抜1.23%）	0.58%	0.55%	0.10%
ドイチェ・ライフ・プラン50	年率1.573% （税抜1.43%）	0.68%	0.65%	0.10%
ドイチェ・ライフ・プラン70	年率1.793% （税抜1.63%）	0.78%	0.75%	0.10%

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

上記の信託報酬ならびに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。以下同じ。）及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

当ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用（ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。）、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。

ただし、これらの費用のうち信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率0.10%を上限とします。

信託事務の処理等に要する諸費用は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

上記の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、信託事務の処理等に要する諸費用を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

なお、確定拠出年金制度に基づく申込みの場合には、当該制度に係る税制が適用されます。

個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については下記「収益分配金について」をご参照下さい。）

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

課税の取扱いについて

以下の内容は2021年12月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。また、配当控除の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

b. 法人の受益者に対する課税

収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税のみ)の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)には課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

(注1) 上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについては、詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

(注2) 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(注3) 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

ドイチェ・ライフ・プラン30

(2021年12月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,226,607,949	99.50
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)		11,241,467	0.50
合計(純資産総額)		2,237,849,416	100.00

ドイチェ・ライフ・プラン50

(2021年12月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,021,403,065	98.61
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)		28,466,067	1.39
合計(純資産総額)		2,049,869,132	100.00

ドイチェ・ライフ・プラン70

(2021年12月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	737,629,240	98.48
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)		11,351,790	1.52
合計(純資産総額)		748,981,030	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) ドイチェ・日本債券マザー

(2021年12月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	1,857,942,610	88.90
特殊債券	日本	214,134,000	10.25
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)		17,781,566	0.85
合計(純資産総額)		2,089,858,176	100.00

(参考) ドイチェ・日本株式マザー

(2021年12月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	1,214,357,900	99.10
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)		11,004,658	0.90
合計(純資産総額)		1,225,362,558	100.00

（参考）ドイチェ・外国債券マザー

(2021年12月30日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	359,462,883	46.87
	カナダ	18,729,220	2.44
	メキシコ	12,031,658	1.57
	ドイツ	46,694,520	6.09
	イタリア	77,080,968	10.05
	フランス	69,176,173	9.02
	オランダ	8,883,228	1.16
	スペイン	51,356,337	6.70
	ベルギー	14,671,021	1.91
	オーストリア	11,581,784	1.51
	イギリス	39,136,004	5.10
	ノルウェー	9,213,408	1.20
	ポーランド	8,622,877	1.12
	オーストラリア	13,873,163	1.81
	小計	740,513,244	96.55
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)		26,440,021	3.45
合計(純資産総額)		766,953,265	100.00

（参考）ドイチェ・外国株式マザー

(2021年12月30日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	622,343,217	67.27
	カナダ	33,245,078	3.59
	ドイツ	36,959,486	3.99
	フランス	20,936,527	2.26
	オランダ	6,890,352	0.74
	アイルランド	41,959,641	4.54
	イギリス	22,437,419	2.43
	スイス	58,643,521	6.34
	スウェーデン	5,114,508	0.55
	ノルウェー	11,249,082	1.22
	デンマーク	9,301,096	1.01
	ケイマン諸島	5,882,524	0.64
	香港	7,943,158	0.86
	韓国	13,593,006	1.47
	台湾	19,648,162	2.12
	キュラソー	5,473,601	0.59
	小計	921,620,378	99.61
	コール・ローン・その他の資産(負債控除後)		3,569,170
合計(純資産総額)		925,189,548	100.00

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

ドイチェ・ライフ・プラン30

<評価額(全銘柄)>

(2021年12月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・日本債券マ ザー	838,111,082	1.4617	1,225,066,969	1.4597	1,223,390,746	54.67
2	日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・日本株式マ ザー	179,769,589	2.3644	425,047,217	2.2591	406,117,478	18.15
3	日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・外国債券マ ザー	162,415,740	2.1888	355,495,572	2.1873	355,251,948	15.87
4	日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・外国株式マ ザー	68,624,873	3.3881	232,507,933	3.5242	241,847,777	10.81

<種類別投資比率>

(2021年12月30日現在)

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	99.50
合計		99.50

ドイチェ・ライフ・プラン50

<評価額(全銘柄)>

(2021年12月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・日本債券マ ザー	466,492,608	1.4617	681,872,245	1.4597	680,939,259	33.22
2	日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・日本株式マ ザー	260,819,573	2.3642	616,631,374	2.2591	589,217,497	28.74
3	日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・外国株式マ ザー	116,495,288	3.3881	394,697,686	3.5242	410,552,693	20.03
4	日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・外国債券マ ザー	155,759,894	2.1888	340,927,256	2.1873	340,693,616	16.62

<種類別投資比率>

(2021年12月30日現在)

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	98.61
合計		98.61

ドイチェ・ライフ・プラン70

<評価額(全銘柄)>

(2021年12月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	ドイチェ・外国株式マザー	77,407,117	3.3881	262,263,054	3.5242	272,798,161	36.42
2	日本	親投資信託受益証券	ドイチェ・日本株式マザー	101,821,275	2.3624	240,544,525	2.2591	230,024,442	30.71
3	日本	親投資信託受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	112,205,607	1.4617	164,010,935	1.4597	163,786,524	21.87
4	日本	親投資信託受益証券	ドイチェ・外国債券マザー	32,469,306	2.1888	71,068,816	2.1873	71,020,113	9.48

<種類別投資比率>

(2021年12月30日現在)

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	98.48
合計		98.48

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄及び種類別の評価金額の比率をいいます。

(参考) ドイチェ・日本債券マザー

<評価額(全銘柄)>

(2021年12月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	国債証券	第141回利付国債(20年)	230,000,000	117.42	270,077,500	116.96	269,014,900	1.7	2032/12/20	12.87
2	日本	国債証券	第72回利付国債(20年)	247,000,000	106.30	262,570,880	105.94	261,691,560	2.1	2024/9/20	12.52
3	日本	特殊債券	第42回道路債券	200,000,000	107.37	214,744,000	107.06	214,134,000	2.22	2025/3/21	10.25
4	日本	国債証券	第341回利付国債(10年)	170,000,000	101.68	172,864,500	101.54	172,633,300	0.3	2025/12/20	8.26
5	日本	国債証券	第120回利付国債(20年)	140,000,000	113.84	159,376,000	113.62	159,079,200	1.6	2030/6/20	7.61
6	日本	国債証券	第47回利付国債(30年)	120,000,000	123.47	148,164,000	122.96	147,558,000	1.6	2045/6/20	7.06
7	日本	国債証券	第99回利付国債(20年)	130,000,000	113.34	147,342,000	112.95	146,836,300	2.1	2027/12/20	7.03
8	日本	国債証券	第7回利付国債(40年)	105,000,000	129.26	135,730,350	128.64	135,079,350	1.7	2054/3/20	6.46
9	日本	国債証券	第149回利付国債(20年)	100,000,000	116.39	116,396,000	115.94	115,942,000	1.5	2034/6/20	5.55
10	日本	国債証券	第347回利付国債(10年)	100,000,000	101.06	101,067,000	100.95	100,958,000	0.1	2027/6/20	4.83
11	日本	国債証券	第58回利付国債(30年)	90,000,000	104.54	94,094,100	104.29	93,862,800	0.8	2048/3/20	4.49
12	日本	国債証券	第102回利付国債(20年)	80,000,000	116.35	93,085,600	115.90	92,727,200	2.4	2028/6/20	4.44

13	日本	国債証券	第64回利付国債(20年)	70,000,000	103.73	72,611,000	103.41	72,391,200	1.9	2023/9/20	3.46
14	日本	国債証券	第350回利付国債(10年)	50,000,000	101.14	50,573,000	101.02	50,514,000	0.1	2028/3/20	2.42
15	日本	国債証券	第174回利付国債(20年)	40,000,000	99.47	39,790,800	99.13	39,654,800	0.4	2040/9/20	1.90

<種類別投資比率>

(2021年12月30日現在)

種類	国内/外国	投資比率(%)
国債証券	国内	88.90
特殊債券	国内	10.25
合計		99.15

(参考)ドイチェ・日本株式マザー

<評価額(上位30銘柄)>

(2021年12月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	7,300	8,071.00	58,918,300	6,972.00	50,895,600	4.15
2	日本	株式	キーエンス	電気機器	600	71,490.00	42,894,000	72,280.00	43,368,000	3.54
3	日本	株式	野村総合研究所	情報・通信業	8,100	4,835.00	39,163,500	4,935.00	39,973,500	3.26
4	日本	株式	信越化学工業	化学	1,900	20,275.00	38,522,500	19,920.00	37,848,000	3.09
5	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	5,800	5,952.00	34,521,600	6,392.00	37,073,600	3.03
6	日本	株式	HOYA	精密機器	2,000	17,940.00	35,880,000	17,110.00	34,220,000	2.79
7	日本	株式	カチタス	不動産業	7,100	4,345.00	30,849,500	4,425.00	31,417,500	2.56
8	日本	株式	日本M&Aセンターホールディングス	サービス業	10,200	3,695.00	37,689,000	2,821.00	28,774,200	2.35
9	日本	株式	ダイキン工業	機械	1,100	25,550.00	28,105,000	26,090.00	28,699,000	2.34
10	日本	株式	日立製作所	電気機器	4,600	7,272.00	33,451,200	6,230.00	28,658,000	2.34
11	日本	株式	スズキ	輸送用機器	6,200	5,174.00	32,078,800	4,429.00	27,459,800	2.24
12	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	1,400	19,495.00	27,293,000	19,395.00	27,153,000	2.22
13	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業	10,900	2,522.00	27,489,800	2,466.00	26,879,400	2.19
14	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	12,700	2,102.00	26,695,400	2,105.50	26,739,850	2.18
15	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	400	58,190.00	23,276,000	66,280.00	26,512,000	2.16
16	日本	株式	協和キリン	医薬品	8,200	3,705.00	30,381,000	3,135.00	25,707,000	2.10
17	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	6,300	3,920.29	24,697,860	3,943.00	24,840,900	2.03
18	日本	株式	楽天グループ	サービス業	21,500	1,193.00	25,649,500	1,154.00	24,811,000	2.02

19	日本	株式	ヤマハ発動機	輸送用機器	8,800	3,155.00	27,764,000	2,759.00	24,279,200	1.98
20	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	4,800	5,000.00	24,000,000	5,056.00	24,268,800	1.98
21	日本	株式	ミスミグループ本社	卸売業	5,100	5,120.00	26,112,000	4,720.00	24,072,000	1.96
22	日本	株式	テルモ	精密機器	4,900	4,919.00	24,103,100	4,860.00	23,814,000	1.94
23	日本	株式	日本電気	電気機器	4,200	5,540.00	23,268,000	5,310.00	22,302,000	1.82
24	日本	株式	太陽誘電	電気機器	3,200	6,430.00	20,576,000	6,620.00	21,184,000	1.73
25	日本	株式	ユニ・チャーム	化学	4,200	4,653.00	19,542,600	4,999.00	20,995,800	1.71
26	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	300	75,840.00	22,752,000	65,310.00	19,593,000	1.60
27	日本	株式	第一生命ホールディングス	保険業	8,300	2,341.50	19,434,450	2,325.50	19,301,650	1.58
28	日本	株式	村田製作所	電気機器	2,100	8,681.00	18,230,100	9,157.00	19,229,700	1.57
29	日本	株式	デンソー	輸送用機器	2,000	9,300.89	18,601,780	9,529.00	19,058,000	1.56
30	日本	株式	積水ハウス	建設業	7,600	2,410.50	18,319,800	2,469.00	18,764,400	1.53

<種類別及び業種別投資比率>

(2021年12月30日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	1.45
		建設業	4.19
		食料品	1.20
		繊維製品	1.58
		化学	8.49
		医薬品	4.31
		機械	4.23
		電気機器	14.22
		輸送用機器	7.96
		精密機器	6.71
		電気・ガス業	0.84
		陸運業	0.50
		情報・通信業	10.41
		卸売業	6.20
		小売業	4.30
		銀行業	2.03
		証券、商品先物取引業	1.48
		保険業	4.60
不動産業	2.56		
サービス業	11.83		
合計			99.10

(参考)ドイチェ・外国債券マザー

<評価額(全銘柄)>

(2021年12月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	UST 2.5% 08/15/23	1,100,000	11,918.37	131,102,096	11,846.61	130,312,717	2.5	2023/8/15	16.99
2	アメリカ	国債証券	UST 1.5% 08/15/26	500,000	11,653.86	58,269,311	11,631.39	58,156,987	1.5	2026/8/15	7.58
3	アメリカ	国債証券	UST 2.75% 07/31/23	450,000	11,955.78	53,801,054	11,891.54	53,511,931	2.75	2023/7/31	6.98
4	アメリカ	国債証券	UST 4.25% 05/15/39	300,000	15,727.18	47,181,563	15,693.93	47,081,819	4.25	2039/5/15	6.14
5	フランス	国債証券	FRTR 4.5% 04/25/41	200,000	22,813.14	45,626,296	22,349.83	44,699,675	4.5	2041/4/25	5.83
6	イタリア	国債証券	BTPS 1.5% 06/01/25	300,000	13,771.41	41,314,245	13,660.48	40,981,445	1.5	2025/6/1	5.34
7	ドイツ	国債証券	DBR 4% 01/04/37	150,000	21,505.43	32,258,157	21,194.82	31,792,236	4	2037/1/4	4.15
8	アメリカ	国債証券	UST 3.625% 08/15/43	200,000	14,841.03	29,682,061	14,814.21	29,628,433	3.625	2043/8/15	3.86
9	スペイン	国債証券	SPGB 1.6% 04/30/25	200,000	13,955.43	27,910,868	13,916.28	27,832,562	1.6	2025/4/30	3.63
10	アメリカ	国債証券	UST 2.875% 05/15/49	200,000	13,756.12	27,512,245	13,743.09	27,486,186	2.875	2049/5/15	3.58
11	フランス	国債証券	FRTR 6% 10/25/25	150,000	16,474.27	24,711,416	16,317.66	24,476,498	6	2025/10/25	3.19
12	スペイン	国債証券	SPGB 5.15% 10/31/44	100,000	24,117.59	24,117,595	23,523.77	23,523,775	5.15	2044/10/31	3.07
13	イギリス	国債証券	UKT 3.25% 01/22/44	100,000	21,977.32	21,977,327	21,528.68	21,528,683	3.25	2044/1/22	2.81
14	イタリア	国債証券	BTPS 0.95% 03/15/23	150,000	13,300.01	19,950,020	13,267.77	19,901,666	0.95	2023/3/15	2.59
15	カナダ	国債証券	CAN 2% 06/01/28	200,000	9,266.01	18,532,032	9,364.61	18,729,220	2	2028/6/1	2.44
16	イギリス	国債証券	UKT 5% 03/07/25	100,000	17,799.81	17,799,818	17,607.32	17,607,321	5	2025/3/7	2.30
17	イタリア	国債証券	BTPS 4.75% 09/01/44	80,000	20,894.65	16,715,721	20,247.32	16,197,857	4.75	2044/9/1	2.11
18	ドイツ	国債証券	DBR 6.25% 01/04/24	100,000	15,042.71	15,042,713	14,902.28	14,902,284	6.25	2024/1/4	1.94
19	ベルギー	国債証券	BGB 5% 03/28/35	70,000	21,256.81	14,879,772	20,958.60	14,671,021	5	2035/3/28	1.91
20	オーストラリア	国債証券	ACGB 2.75% 06/21/35	150,000	9,119.47	13,679,211	9,248.77	13,873,163	2.75	2035/6/21	1.81
21	アメリカ	国債証券	UST 2.75% 08/15/47	100,000	13,313.11	13,313,115	13,284.81	13,284,810	2.75	2047/8/15	1.73
22	メキシコ	国債証券	MBONO 10% 12/05/24	2,000,000	630.26	12,605,233	601.58	12,031,658	10	2024/12/5	1.57
23	オーストリア	国債証券	RAGB 2.4% 05/23/34	70,000	16,750.95	11,725,671	16,545.40	11,581,784	2.4	2034/5/23	1.51
24	ノルウェー	国債証券	NGB 1.75% 02/17/27	700,000	1,317.81	9,224,670	1,316.20	9,213,408	1.75	2027/2/17	1.20
25	オランダ	国債証券	NETHER 5.5% 01/15/28	50,000	17,895.53	8,947,765	17,766.45	8,883,228	5.5	2028/1/15	1.16
26	ポーランド	国債証券	POLGB 4% 10/25/23	300,000	2,908.37	8,725,125	2,874.29	8,622,877	4	2023/10/25	1.12

<種類別投資比率>

(2021年12月30日現在)

種類	国内/外国	投資比率(%)
国債証券	外国	96.55
合計		96.55

(参考)ドイチェ・外国株式マザー

<評価額(上位30銘柄)>

(2021年12月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	2,338	17,251.84	40,334,824	20,632.28	48,238,288	5.21
2	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	135	342,018.87	46,172,548	337,365.16	45,544,297	4.92
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORPORATION	ソフトウェア・ サービス	1,015	38,729.53	39,310,477	39,331.08	39,921,055	4.31
4	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タ バコ	1,988	15,551.48	30,916,345	16,140.03	32,086,396	3.47
5	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機 器・サービス	377	52,793.02	19,902,972	58,151.81	21,923,233	2.37
6	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG GENUSSSCHEIN	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエン ス	434	46,405.44	20,139,961	47,901.98	20,789,461	2.25
7	アメリカ	株式	APPLIED MATERIALS INC	半導体・半導体 製造装置	1,095	18,037.43	19,750,993	18,515.91	20,274,932	2.19
8	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・ サービス	794	24,394.59	19,369,306	25,093.91	19,924,567	2.15
9	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-A	メディア・娯楽	503	39,209.16	19,722,211	39,444.95	19,840,814	2.14
10	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	半導体・半導体 製造装置	1,407	13,651.72	19,207,976	13,964.57	19,648,162	2.12
11	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	415	42,859.90	17,786,860	47,254.81	19,610,749	2.12
12	アメリカ	株式	AUTOZONE INC	小売	73	216,954.17	15,837,655	242,006.68	17,666,488	1.91
13	アメリカ	株式	MOODY'S CORPORATION	各種金融	356	44,630.06	15,888,302	45,784.86	16,299,411	1.76
14	アメリカ	株式	MARSH & MCLENNAN COMPANIES	保険	716	19,173.83	13,728,465	20,000.82	14,320,593	1.55
15	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パー ソナル用品	727	16,857.33	12,255,280	18,885.13	13,729,492	1.48
16	韓国	株式	SAMSUNG ELECTR- GDR REG S	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	71	173,737.70	12,335,377	191,450.78	13,593,006	1.47
17	アメリカ	株式	PROGRESSIVE CORP	保険	1,088	11,061.47	12,034,883	11,958.62	13,010,989	1.41
18	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエン ス	656	18,979.45	12,450,520	19,731.68	12,943,983	1.40
19	カナダ	株式	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	銀行	902	13,512.30	12,188,097	13,316.91	12,011,858	1.30

20	イギリス	株式	UNILEVER PLC	家庭用品・パーソナル用品	1,949	6,019.12	11,731,267	6,162.68	12,011,068	1.30
21	アメリカ	株式	ARISTA NETWORKS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	713	15,119.37	10,780,117	16,759.56	11,949,569	1.29
22	アメリカ	株式	ALLSTATE CORPORATION	保険	867	13,193.94	11,439,150	13,566.60	11,762,250	1.27
23	アイルランド	株式	ACCENTURE PLC-CL A	ソフトウェア・サービス	243	42,698.87	10,375,827	47,781.60	11,610,931	1.25
24	アメリカ	株式	JP MORGAN CHASE&CO	銀行	628	19,192.23	12,052,725	18,237.57	11,453,195	1.24
25	アイルランド	株式	MEDTRONIC PLC	ヘルスケア機器・サービス	950	13,723.03	13,036,885	11,956.32	11,358,513	1.23
26	アメリカ	株式	HP INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2,591	3,659.93	9,482,895	4,368.45	11,318,679	1.22
27	アメリカ	株式	AMAZON COM INC	小売	29	406,022.89	11,774,664	389,229.96	11,287,669	1.22
28	アメリカ	株式	BOOKING HOLDINGS INC	消費者サービス	38	281,988.78	10,715,574	274,285.89	10,422,864	1.13
29	カナダ	株式	TORONTO-DOMINION BANK	銀行	1,178	8,408.83	9,905,608	8,779.80	10,342,605	1.12
30	アメリカ	株式	AMERICAN EXPRESS COMPANY	各種金融	545	20,920.98	11,401,938	18,843.72	10,269,831	1.11

<種類別及び業種別投資比率>

(2021年12月30日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	2.81
		素材	1.28
		資本財	2.82
		商業・専門サービス	1.35
		運輸	1.31
		自動車・自動車部品	0.30
		耐久消費財・アパレル	0.59
		消費者サービス	1.78
		メディア・娯楽	7.70
		小売	7.82
		食品・飲料・タバコ	4.21
		家庭用品・パーソナル用品	4.42
		ヘルスケア機器・サービス	7.30
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11.17
		銀行	5.16
		各種金融	5.95
		保険	6.68
		ソフトウェア・サービス	10.00
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	9.97		
半導体・半導体製造装置	7.00		
合計			99.61

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄、種類別及び業種別の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

ドイチェ・ライフ・プラン30

該当事項はありません。

ドイチェ・ライフ・プラン50

該当事項はありません。

ドイチェ・ライフ・プラン70

該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・日本債券マザー

該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・日本株式マザー

該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・外国債券マザー

該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・外国株式マザー

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

ドイチェ・ライフ・プラン30

該当事項はありません。

ドイチェ・ライフ・プラン50

該当事項はありません。

ドイチェ・ライフ・プラン70

該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・日本債券マザー

該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・日本株式マザー

該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・外国債券マザー

該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・外国株式マザー

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】**【純資産の推移】**

ドイチェ・ライフ・プラン30

計算期間末または各月末	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第14計算期間末 (2012年11月15日)	6,812	6,812	0.9496	0.9496
第15計算期間末 (2013年11月15日)	5,584	5,584	1.1529	1.1529
第16計算期間末 (2014年11月17日)	4,435	4,435	1.2245	1.2245
第17計算期間末 (2015年11月16日)	3,869	3,869	1.2363	1.2363
第18計算期間末 (2016年11月15日)	3,483	3,483	1.1967	1.1967
第19計算期間末 (2017年11月15日)	3,187	3,187	1.2814	1.2814
第20計算期間末 (2018年11月15日)	2,776	2,776	1.2552	1.2552
第21計算期間末 (2019年11月15日)	2,629	2,629	1.2842	1.2842
第22計算期間末 (2020年11月16日)	2,503	2,503	1.3160	1.3160
第23計算期間末 (2021年11月15日)	2,286	2,286	1.3872	1.3872
2020年12月末日	2,490		1.3282	
2021年 1月末日	2,452		1.3265	
2月末日	2,276		1.3189	
3月末日	2,304		1.3449	
4月末日	2,298		1.3462	
5月末日	2,289		1.3515	
6月末日	2,299		1.3598	
7月末日	2,295		1.3577	
8月末日	2,278		1.3687	
9月末日	2,282		1.3712	
10月末日	2,294		1.3784	
11月末日	2,247		1.3664	
12月末日	2,237		1.3779	

ドイチェ・ライフ・プラン50

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第14計算期間末 (2012年11月15日)	4,808	4,808	0.8097	0.8097
第15計算期間末 (2013年11月15日)	4,625	4,625	1.0964	1.0964
第16計算期間末 (2014年11月17日)	3,512	3,512	1.1941	1.1941
第17計算期間末 (2015年11月16日)	2,942	2,942	1.2100	1.2100
第18計算期間末 (2016年11月15日)	2,547	2,547	1.1330	1.1330
第19計算期間末 (2017年11月15日)	2,435	2,435	1.2822	1.2822
第20計算期間末 (2018年11月15日)	2,133	2,133	1.2532	1.2532
第21計算期間末 (2019年11月15日)	2,064	2,064	1.2956	1.2956
第22計算期間末 (2020年11月16日)	2,034	2,034	1.3651	1.3651
第23計算期間末 (2021年11月15日)	2,090	2,090	1.5051	1.5051
2020年12月末日	2,035		1.3873	
2021年 1月末日	2,019		1.3881	
2月末日	1,980		1.3838	
3月末日	2,027		1.4240	
4月末日	2,023		1.4278	
5月末日	2,029		1.4362	
6月末日	2,049		1.4521	
7月末日	2,028		1.4451	
8月末日	2,051		1.4660	
9月末日	2,052		1.4744	
10月末日	2,072		1.4891	
11月末日	2,036		1.4689	
12月末日	2,049		1.4931	

ドイチェ・ライフ・プラン70

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第14計算期間末 (2012年11月15日)	1,203	1,203	0.7036	0.7036
第15計算期間末 (2013年11月15日)	1,295	1,295	1.0232	1.0232
第16計算期間末 (2014年11月17日)	1,035	1,035	1.1379	1.1379
第17計算期間末 (2015年11月16日)	862	862	1.1582	1.1582
第18計算期間末 (2016年11月15日)	764	764	1.0676	1.0676
第19計算期間末 (2017年11月15日)	774	774	1.2523	1.2523
第20計算期間末 (2018年11月15日)	710	710	1.2308	1.2308
第21計算期間末 (2019年11月15日)	704	704	1.2875	1.2875
第22計算期間末 (2020年11月16日)	703	703	1.3755	1.3755
第23計算期間末 (2021年11月15日)	757	757	1.5956	1.5956
2020年12月末日	698		1.4055	
2021年 1月末日	694		1.4115	
2月末日	692		1.4148	
3月末日	714		1.4716	
4月末日	716		1.4848	
5月末日	724		1.4951	
6月末日	732		1.5185	
7月末日	729		1.5117	
8月末日	740		1.5389	

9月末日	736		1.5441	
10月末日	746		1.5723	
11月末日	734		1.5500	
12月末日	748		1.5918	

(注) 純資産総額は、百万円未満を切捨てしております。

【分配の推移】

ドイチェ・ライフ・プラン30

		1口当たりの分配金(円)
第14計算期間	2011年11月16日～2012年11月15日	0.0000
第15計算期間	2012年11月16日～2013年11月15日	0.0000
第16計算期間	2013年11月16日～2014年11月17日	0.0000
第17計算期間	2014年11月18日～2015年11月16日	0.0000
第18計算期間	2015年11月17日～2016年11月15日	0.0000
第19計算期間	2016年11月16日～2017年11月15日	0.0000
第20計算期間	2017年11月16日～2018年11月15日	0.0000
第21計算期間	2018年11月16日～2019年11月15日	0.0000
第22計算期間	2019年11月16日～2020年11月16日	0.0000
第23計算期間	2020年11月17日～2021年11月15日	0.0000

ドイチェ・ライフ・プラン50

		1口当たりの分配金(円)
第14計算期間	2011年11月16日～2012年11月15日	0.0000
第15計算期間	2012年11月16日～2013年11月15日	0.0000
第16計算期間	2013年11月16日～2014年11月17日	0.0000
第17計算期間	2014年11月18日～2015年11月16日	0.0000
第18計算期間	2015年11月17日～2016年11月15日	0.0000
第19計算期間	2016年11月16日～2017年11月15日	0.0000
第20計算期間	2017年11月16日～2018年11月15日	0.0000
第21計算期間	2018年11月16日～2019年11月15日	0.0000
第22計算期間	2019年11月16日～2020年11月16日	0.0000
第23計算期間	2020年11月17日～2021年11月15日	0.0000

ドイチェ・ライフ・プラン70

		1口当たりの分配金(円)
第14計算期間	2011年11月16日～2012年11月15日	0.0000
第15計算期間	2012年11月16日～2013年11月15日	0.0000
第16計算期間	2013年11月16日～2014年11月17日	0.0000
第17計算期間	2014年11月18日～2015年11月16日	0.0000
第18計算期間	2015年11月17日～2016年11月15日	0.0000
第19計算期間	2016年11月16日～2017年11月15日	0.0000
第20計算期間	2017年11月16日～2018年11月15日	0.0000
第21計算期間	2018年11月16日～2019年11月15日	0.0000
第22計算期間	2019年11月16日～2020年11月16日	0.0000
第23計算期間	2020年11月17日～2021年11月15日	0.0000

【収益率の推移】

ドイチェ・ライフ・プラン30

		収益率(%)
--	--	--------

第14計算期間	2011年11月16日～2012年11月15日	2.4
第15計算期間	2012年11月16日～2013年11月15日	21.4
第16計算期間	2013年11月16日～2014年11月17日	6.2
第17計算期間	2014年11月18日～2015年11月16日	1.0
第18計算期間	2015年11月17日～2016年11月15日	3.2
第19計算期間	2016年11月16日～2017年11月15日	7.1
第20計算期間	2017年11月16日～2018年11月15日	2.0
第21計算期間	2018年11月16日～2019年11月15日	2.3
第22計算期間	2019年11月16日～2020年11月16日	2.5
第23計算期間	2020年11月17日～2021年11月15日	5.4

ドイチェ・ライフ・プラン50

		収益率(%)
第14計算期間	2011年11月16日～2012年11月15日	3.0
第15計算期間	2012年11月16日～2013年11月15日	35.4
第16計算期間	2013年11月16日～2014年11月17日	8.9
第17計算期間	2014年11月18日～2015年11月16日	1.3
第18計算期間	2015年11月17日～2016年11月15日	6.4
第19計算期間	2016年11月16日～2017年11月15日	13.2
第20計算期間	2017年11月16日～2018年11月15日	2.3
第21計算期間	2018年11月16日～2019年11月15日	3.4
第22計算期間	2019年11月16日～2020年11月16日	5.4
第23計算期間	2020年11月17日～2021年11月15日	10.3

ドイチェ・ライフ・プラン70

		収益率(%)
第14計算期間	2011年11月16日～2012年11月15日	3.7
第15計算期間	2012年11月16日～2013年11月15日	45.4
第16計算期間	2013年11月16日～2014年11月17日	11.2
第17計算期間	2014年11月18日～2015年11月16日	1.8
第18計算期間	2015年11月17日～2016年11月15日	7.8
第19計算期間	2016年11月16日～2017年11月15日	17.3
第20計算期間	2017年11月16日～2018年11月15日	1.7
第21計算期間	2018年11月16日～2019年11月15日	4.6
第22計算期間	2019年11月16日～2020年11月16日	6.8
第23計算期間	2020年11月17日～2021年11月15日	16.0

(注) 収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

ドイチェ・ライフ・プラン 3 0

		設定口数（口）	解約口数（口）
第14計算期間	2011年11月16日～2012年11月15日	395,972,726	1,468,685,927
第15計算期間	2012年11月16日～2013年11月15日	268,997,046	2,599,496,932
第16計算期間	2013年11月16日～2014年11月17日	202,159,637	1,424,119,717
第17計算期間	2014年11月18日～2015年11月16日	164,825,441	657,148,866
第18計算期間	2015年11月17日～2016年11月15日	159,373,115	378,281,167
第19計算期間	2016年11月16日～2017年11月15日	144,257,940	567,194,506
第20計算期間	2017年11月16日～2018年11月15日	108,257,936	383,822,319
第21計算期間	2018年11月16日～2019年11月15日	100,093,339	264,907,668
第22計算期間	2019年11月16日～2020年11月16日	87,675,058	232,510,590
第23計算期間	2020年11月17日～2021年11月15日	77,888,211	332,070,760

ドイチェ・ライフ・プラン 5 0

		設定口数（口）	解約口数（口）
第14計算期間	2011年11月16日～2012年11月15日	265,765,634	1,158,934,267
第15計算期間	2012年11月16日～2013年11月15日	169,879,513	1,888,953,501
第16計算期間	2013年11月16日～2014年11月17日	117,456,586	1,395,488,780
第17計算期間	2014年11月18日～2015年11月16日	99,249,996	608,557,864
第18計算期間	2015年11月17日～2016年11月15日	88,027,711	271,765,463
第19計算期間	2016年11月16日～2017年11月15日	74,887,199	423,471,595
第20計算期間	2017年11月16日～2018年11月15日	59,983,670	257,226,455
第21計算期間	2018年11月16日～2019年11月15日	62,721,807	171,742,935
第22計算期間	2019年11月16日～2020年11月16日	47,098,480	149,710,907
第23計算期間	2020年11月17日～2021年11月15日	42,213,549	143,811,470

ドイチェ・ライフ・プラン 7 0

		設定口数（口）	解約口数（口）
第14計算期間	2011年11月16日～2012年11月15日	124,187,140	269,640,911
第15計算期間	2012年11月16日～2013年11月15日	86,577,647	530,977,041
第16計算期間	2013年11月16日～2014年11月17日	63,187,931	419,063,977
第17計算期間	2014年11月18日～2015年11月16日	53,700,912	219,287,093
第18計算期間	2015年11月17日～2016年11月15日	47,076,217	75,675,849
第19計算期間	2016年11月16日～2017年11月15日	41,964,626	139,167,936
第20計算期間	2017年11月16日～2018年11月15日	30,878,145	72,073,623
第21計算期間	2018年11月16日～2019年11月15日	30,170,765	60,021,101
第22計算期間	2019年11月16日～2020年11月16日	36,230,642	72,269,176
第23計算期間	2020年11月17日～2021年11月15日	24,800,508	61,225,935

(参考情報)

基準日：2021年12月30日

基準価額・純資産の推移 (2011/12/30～2021/12/30)

ドイチェ・ライフ・プラン30



ドイチェ・ライフ・プラン50



ドイチェ・ライフ・プラン70



※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

なお、分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しております。

ただし、上記対象期間中の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

分配の推移

ドイチェ・ライフ・プラン30

1万口当たり、税引前	
2021年11月	0円
2020年11月	0円
2019年11月	0円
2018年11月	0円
2017年11月	0円
設定来累計	200円

ドイチェ・ライフ・プラン50

1万口当たり、税引前	
2021年11月	0円
2020年11月	0円
2019年11月	0円
2018年11月	0円
2017年11月	0円
設定来累計	700円

ドイチェ・ライフ・プラン70

1万口当たり、税引前	
2021年11月	0円
2020年11月	0円
2019年11月	0円
2018年11月	0円
2017年11月	0円
設定来累計	850円

主要な資産の状況

各ファンドにおけるマザーファンドの組入比率

	ドイチェ・ライフ・プラン 30	ドイチェ・ライフ・プラン 50	ドイチェ・ライフ・プラン 70
ドイチェ・日本債券マザー	54.7%	33.2%	21.9%
ドイチェ・日本株式マザー	18.1%	28.7%	30.7%
ドイチェ・外国債券マザー	15.9%	16.6%	9.5%
ドイチェ・外国株式マザー	10.8%	20.0%	36.4%

※ 比率は各ファンドの純資産総額に対する比率です。

各マザーファンドにおける主要な資産の状況

ドイチェ・日本債券マザーにおける組入上位5銘柄

	銘柄	クーポン(%)	償還日	比率(%)
1	第141回利付国債(20年)	1.70	2032/12/20	12.9
2	第72回利付国債(20年)	2.10	2024/9/20	12.5
3	第42回道路債券	2.22	2025/3/21	10.2
4	第341回利付国債(10年)	0.30	2025/12/20	8.3
5	第120回利付国債(20年)	1.60	2030/6/20	7.6

ドイチェ・日本債券マザーにおける種別構成比

債券種別	比率(%)
国債	88.9
政保債	10.2

ドイチェ・日本株式マザーにおける組入上位5銘柄

	銘柄	比率(%)
1	リクルートホールディングス	4.2
2	キーエンス	3.5
3	野村総合研究所	3.3
4	信越化学工業	3.1
5	東京海上ホールディングス	3.0

ドイチェ・日本株式マザーにおける業種別構成比(上位5業種)

業種	比率(%)
電気機器	14.2
サービス業	11.8
情報・通信業	10.4
化学	8.5
輸送用機器	8.0

ドイチェ・外国債券マザーにおける組入上位5銘柄

	銘柄	国	クーポン(%)	償還日	比率(%)
1	UST 2.5% 08/15/23	アメリカ	2.500	2023/8/15	17.0
2	UST 1.5% 08/15/26	アメリカ	1.500	2026/8/15	7.6
3	UST 2.75% 07/31/23	アメリカ	2.750	2023/7/31	7.0
4	UST 4.25% 05/15/39	アメリカ	4.250	2039/5/15	6.1
5	FRTR 4.5% 04/25/41	フランス	4.500	2041/4/25	5.8

ドイチェ・外国債券マザーにおける国別構成比(上位5カ国)

国	比率(%)
アメリカ	46.9
イタリア	10.1
フランス	9.0
スペイン	6.7
ドイツ	6.1

ドイチェ・外国株式マザーにおける組入上位5銘柄

	銘柄	国	比率(%)
1	APPLE INC	アメリカ	5.2
2	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	4.9
3	MICROSOFT CORPORATION	アメリカ	4.3
4	NESTLE SA-REG	スイス	3.5
5	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	2.4

ドイチェ・外国株式マザーにおける国別構成比(上位5カ国)

国	比率(%)
アメリカ	67.3
スイス	6.3
アイルランド	4.5
ドイツ	4.0
カナダ	3.6

※ 比率は各マザーファンドにおける組入比率です。

年間収益率の推移

ドイチェ・ライフ・プラン30



ドイチェ・ライフ・プラン50



ドイチェ・ライフ・プラン70



※ 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時まで取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

申込価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

申込代金については、原則として販売会社が定める日までに申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合には、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消しまたは変更することができます。

（注）確定拠出年金制度に基づく取得申込みの場合は、当該制度に係る手続きが必要になります。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>

・電話番号 03-5156-5108（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。

なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）を差し引いた額とします。

解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等）を含みます。）があると委託会社が判断した場合には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消しまたは変更することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記 に準じて計算された価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

（注1）上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

（注2）確定拠出年金制度に基づく換金（解約）の場合は、当該制度に係る手続きにしたがいます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>

・電話番号 03-5156-5108（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法等について >

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産総額が基準価額です。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>

・電話番号 03-5156-5108（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。

ファンド	略称
ドイチェ・ライフ・プラン30	L P 30
ドイチェ・ライフ・プラン50	L P 50
ドイチェ・ライフ・プラン70	L P 70

< 運用資産の評価基準及び評価方法 >

マザーファンド	基準価額で評価します。
株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まりますので、保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日（1998年11月26日）から無期限とします。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとすることを原則とします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了

- (イ)委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ロ)委託会社は、上記(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ)上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ)上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託契約の解約をしません。
- (ホ)委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ヘ)上記(ハ)から(ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託約款の変更

- (イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ)委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ)上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ)上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ)委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- (イ)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ロ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記 の規定にしたがいま

委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

- (イ)委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ)上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記 (二)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

運用報告書

委託会社は、法令に基づき、当該信託財産の計算期間の末日毎及び信託終了時に、期中の運用経過及び組入有価証券の内容等を記載した交付運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。なお、委託会社は、運用報告書(全体版)については電磁的方法により受益者に提供します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

関係法人との契約の更改等

<投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約>

当初の契約の有効期間は原則として1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

(イ)委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

(ロ)委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

(イ)受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

(ロ)委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は原則として税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から受益者に支払われます。

(4) 反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要 (5) その他」の「信託の終了」、または「信託約款の変更」のうちその内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期計算期間（2020年11月17日から2021年11月15日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ドイチェ・ライフ・プラン30】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第22期計算期間 (2020年11月16日現在)	第23期計算期間 (2021年11月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	37,209,553	58,830,707
親投資信託受益証券	2,497,405,336	2,258,669,033
流動資産合計	2,534,614,889	2,317,499,740
資産合計	2,534,614,889	2,317,499,740
負債の部		
流動負債		
未払金	4,000,000	-
未払解約金	8,178,040	14,360,204
未払受託者報酬	1,409,588	1,256,249
未払委託者報酬	15,928,310	14,195,539
未払利息	101	161
その他未払費用	1,281,380	1,141,983
流動負債合計	30,797,419	30,954,136
負債合計	30,797,419	30,954,136
純資産の部		
元本等		
元本	1,902,525,629	1,648,343,080
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	601,291,841	638,202,524
（分配準備積立金）	473,530,024	507,043,781
元本等合計	2,503,817,470	2,286,545,604
純資産合計	2,503,817,470	2,286,545,604
負債純資産合計	2,534,614,889	2,317,499,740

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第22期計算期間 (自 2019年11月16日 至 2020年11月16日)	第23期計算期間 (自 2020年11月17日 至 2021年11月15日)
営業収益		
有価証券売買等損益	98,434,565	155,263,697
営業収益合計	98,434,565	155,263,697
営業費用		
支払利息	73,846	33,871
受託者報酬	2,825,260	2,564,166
委託者報酬	31,925,368	28,974,923
その他費用	2,568,303	2,330,935
営業費用合計	37,392,777	33,903,895
営業利益	61,041,788	121,359,802
経常利益	61,041,788	121,359,802
当期純利益	61,041,788	121,359,802
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,297,069	7,619,980
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	581,852,342	601,291,841
剰余金増加額又は欠損金減少額	25,000,117	27,162,973
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	25,000,117	27,162,973
剰余金減少額又は欠損金増加額	65,305,337	103,992,112
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	65,305,337	103,992,112
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	601,291,841	638,202,524

(3)【注記表】**(重要な会計方針に係る事項に関する注記)**

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第23期計算期間 (2021年11月15日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第22期計算期間 (2020年11月16日現在)	第23期計算期間 (2021年11月15日現在)
1. 受益権の総数	1,902,525,629口	1,648,343,080口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3160円 (13,160円)	1.3872円 (13,872円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第22期計算期間 (自 2019年11月16日 至 2020年11月16日)	第23期計算期間 (自 2020年11月17日 至 2021年11月15日)
分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(23,684,394円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(11,526,540円)、収益調整金(268,832,038円)、分配準備積立金(438,319,090円)より、分配対象収益は、742,362,062円(1万口当たり3,901円)であります。今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(27,508,508円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(86,231,314円)、収益調整金(251,106,299円)、分配準備積立金(393,303,959円)より、分配対象収益は、758,150,080円(1万口当たり4,599円)であります。今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)**金融商品の状況に関する事項**

項目	第22期計算期間 (自 2019年11月16日 至 2020年11月16日)	第23期計算期間 (自 2020年11月17日 至 2021年11月15日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左
-------------------	--	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	第22期計算期間 (2020年11月16日現在)	第23期計算期間 (2021年11月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませ	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第22期計算期間 (2020年11月16日現在)	第23期計算期間 (2021年11月15日現在)
親投資信託受益証券	92,318,314	136,215,800
合計	92,318,314	136,215,800

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第22期計算期間 (2020年11月16日現在)	第23期計算期間 (2021年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	2,047,361,161	1,902,525,629
期中追加設定元本額	87,675,058	77,888,211
期中一部解約元本額	232,510,590	332,070,760

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	845,900,224	1,236,452,357	
	ドイチェ・日本株式マザー	180,220,345	426,112,983	
	ドイチェ・外国債券マザー	164,064,697	359,104,808	
	ドイチェ・外国株式マザー	69,950,381	236,998,885	
合計		1,260,135,647	2,258,669,033	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ドイチェ・ライフ・プラン50】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第22期計算期間 (2020年11月16日現在)	第23期計算期間 (2021年11月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	40,603,948	66,878,235
親投資信託受益証券	2,016,879,860	2,044,601,739
流動資産合計	2,057,483,808	2,111,479,974
資産合計	2,057,483,808	2,111,479,974
負債の部		
流動負債		
未払金	1,000,000	-
未払解約金	4,665,099	3,698,253
未払受託者報酬	1,109,805	1,124,259
未払委託者報酬	14,760,385	14,952,587
未払利息	111	183
その他未払費用	1,008,857	1,021,993
流動負債合計	22,544,257	20,797,275
負債合計	22,544,257	20,797,275
純資産の部		
元本等		
元本	1,490,686,914	1,389,088,993
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	544,252,637	701,593,706
（分配準備積立金）	528,908,973	670,155,207
元本等合計	2,034,939,551	2,090,682,699
純資産合計	2,034,939,551	2,090,682,699
負債純資産合計	2,057,483,808	2,111,479,974

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第22期計算期間 (自 2019年11月16日 至 2020年11月16日)	第23期計算期間 (自 2020年11月17日 至 2021年11月15日)
営業収益		
有価証券売買等損益	138,437,224	233,021,879
営業収益合計	138,437,224	233,021,879
営業費用		
支払利息	59,522	31,090
受託者報酬	2,207,997	2,235,679
委託者報酬	29,366,310	29,734,517
その他費用	2,007,153	2,032,326
営業費用合計	33,640,982	34,033,612
営業利益	104,796,242	198,988,267
経常利益	104,796,242	198,988,267
当期純利益	104,796,242	198,988,267
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,830,957	7,773,154
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	470,951,103	544,252,637
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,089,142	18,211,146
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,089,142	18,211,146
剰余金減少額又は欠損金増加額	43,752,893	52,085,190
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	43,752,893	52,085,190
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	544,252,637	701,593,706

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第23期計算期間 (2021年11月15日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第22期計算期間 (2020年11月16日現在)	第23期計算期間 (2021年11月15日現在)
1. 受益権の総数	1,490,686,914口	1,389,088,993口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3651円 (13,651円)	1.5051円 (15,051円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第22期計算期間 (自 2019年11月16日 至 2020年11月16日)	第23期計算期間 (自 2020年11月17日 至 2021年11月15日)
分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(24,012,558円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(74,706,631円)、収益調整金(177,712,009円)、分配準備積立金(430,189,784円)より、分配対象収益は、706,620,982円(1万口当たり4,740円)であります。今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(27,967,507円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(163,247,606円)、収益調整金(180,097,002円)、分配準備積立金(478,940,094円)より、分配対象収益は、850,252,209円(1万口当たり6,120円)であります。今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第22期計算期間 (自 2019年11月16日 至 2020年11月16日)	第23期計算期間 (自 2020年11月17日 至 2021年11月15日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左
-------------------	---	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	第22期計算期間 (2020年11月16日現在)	第23期計算期間 (2021年11月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第22期計算期間 (2020年11月16日現在)	第23期計算期間 (2021年11月15日現在)
親投資信託受益証券	128,438,452	211,691,322
合計	128,438,452	211,691,322

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第22期計算期間 (2020年11月16日現在)	第23期計算期間 (2021年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	1,593,299,341	1,490,686,914
期中追加設定元本額	47,098,480	42,213,549
期中一部解約元本額	149,710,907	143,811,470

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	466,492,608	681,872,245	
	ドイチェ・日本株式マザー	260,798,587	616,632,179	
	ドイチェ・外国債券マザー	156,218,022	341,930,006	
	ドイチェ・外国株式マザー	119,290,254	404,167,309	
合計		1,002,799,471	2,044,601,739	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ドイチェ・ライフ・プラン70】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第22期計算期間 (2020年11月16日現在)	第23期計算期間 (2021年11月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,038,409	24,010,902
親投資信託受益証券	705,580,893	741,357,344
流動資産合計	718,619,302	765,368,246
資産合計	718,619,302	765,368,246
負債の部		
流動負債		
未払解約金	8,539,980	491,406
未払受託者報酬	382,693	403,772
未払委託者報酬	5,855,087	6,177,655
未払利息	35	65
その他未払費用	347,838	367,005
流動負債合計	15,125,633	7,439,903
負債合計	15,125,633	7,439,903
純資産の部		
元本等		
元本	511,450,501	475,025,074
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	192,043,168	282,903,269
（分配準備積立金）	197,191,003	276,040,533
元本等合計	703,493,669	757,928,343
純資産合計	703,493,669	757,928,343
負債純資産合計	718,619,302	765,368,246

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第22期計算期間 (自 2019年11月16日 至 2020年11月16日)	第23期計算期間 (自 2020年11月17日 至 2021年11月15日)
営業収益		
有価証券売買等損益	58,686,457	120,576,451
営業収益合計	58,686,457	120,576,451
営業費用		
支払利息	20,524	12,536
受託者報酬	755,484	791,233
委託者報酬	11,558,659	12,105,791
その他費用	686,673	719,181
営業費用合計	13,021,340	13,628,741
営業利益	45,665,117	106,947,710
経常利益	45,665,117	106,947,710
当期純利益	45,665,117	106,947,710
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	561,458	5,147,241
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	157,411,220	192,043,168
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,046,857	11,932,704
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,046,857	11,932,704
剰余金減少額又は欠損金増加額	20,518,568	22,873,072
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	20,518,568	22,873,072
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	192,043,168	282,903,269

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第23期計算期間 (2021年11月15日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第22期計算期間 (2020年11月16日現在)	第23期計算期間 (2021年11月15日現在)
1. 受益権の総数	511,450,501口	475,025,074口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3755円 (13,755円)	1.5956円 (15,956円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第22期計算期間 (自 2019年11月16日 至 2020年11月16日)	第23期計算期間 (自 2020年11月17日 至 2021年11月15日)
分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(8,135,088円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(36,968,571円)、収益調整金(118,972,730円)、分配準備積立金(152,087,344円)より、分配対象収益は、316,163,733円(1万口当たり6,181円)であります。今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(9,979,979円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(91,820,490円)、収益調整金(119,659,460円)、分配準備積立金(174,240,064円)より、分配対象収益は、395,699,993円(1万口当たり8,330円)であります。今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第22期計算期間 (自 2019年11月16日 至 2020年11月16日)	第23期計算期間 (自 2020年11月17日 至 2021年11月15日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左
-------------------	--	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	第22期計算期間 (2020年11月16日現在)	第23期計算期間 (2021年11月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第22期計算期間 (2020年11月16日現在)	第23期計算期間 (2021年11月15日現在)
親投資信託受益証券	57,216,781	111,361,259
合計	57,216,781	111,361,259

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第22期計算期間 (2020年11月16日現在)	第23期計算期間 (2021年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	547,489,035	511,450,501
期中追加設定元本額	36,230,642	24,800,508
期中一部解約元本額	72,269,176	61,225,935

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	112,205,607	164,010,935	
	ドイチェ・日本株式マザー	100,044,208	236,544,525	
	ドイチェ・外国債券マザー	32,469,306	71,068,816	
	ドイチェ・外国株式マザー	79,611,897	269,733,068	
合計		324,331,018	741,357,344	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは「ドイチェ・日本債券マザー」、「ドイチェ・日本株式マザー」、「ドイチェ・外国債券マザー」及び「ドイチェ・外国株式マザー」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべてこれら親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの計算期間末日におけるこれらの親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「ドイチェ・日本債券マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	(2020年11月16日現在)	(2021年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,336,734	32,088,986
国債証券	2,717,221,580	2,281,118,830
特殊債券	218,946,000	214,744,000
未収入金	1,200,000	-
未収利息	12,510,097	11,110,060
前払費用	13,972	-
流動資産合計	2,951,228,383	2,539,061,876
資産合計	2,951,228,383	2,539,061,876
負債の部		
流動負債		
未払利息	3	87
流動負債合計	3	87
負債合計	3	87
純資産の部		
元本等		
元本	2,018,250,876	1,737,069,652
剰余金		
剰余金又は欠損金()	932,977,504	801,992,137
元本等合計	2,951,228,380	2,539,061,789
純資産合計	2,951,228,380	2,539,061,789
負債純資産合計	2,951,228,383	2,539,061,876

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券及び特殊債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。</p> <p>計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
-----------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2021年11月15日現在)	
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2020年11月16日現在)	(2021年11月15日現在)
1. 受益権の総数	2,018,250,876口	1,737,069,652口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4623円 (14,623円)	1.4617円 (14,617円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	(自 2019年11月16日 至 2020年11月16日)	(自 2020年11月17日 至 2021年11月15日)
1. 金融商品に対する取組方針	当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左
-------------------	---	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2020年11月16日現在)	(2021年11月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(2020年11月16日現在)	(2021年11月15日現在)
国債証券	59,841,790	31,966,200
特殊債券	3,838,000	4,202,000
合計	63,679,790	36,168,200

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(2020年11月16日現在)	(2021年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
1. 元本の推移		
期首元本額	2,073,812,180	2,018,250,876
期中追加設定元本額	52,663,712	23,360,643
期中一部解約元本額	108,225,016	304,541,867
期末元本額	2,018,250,876	1,737,069,652
2. 元本の内訳		
ドイチェ・ライフ・プラン30	968,147,296	845,900,224
ドイチェ・ライフ・プラン50	486,098,986	466,492,608
ドイチェ・ライフ・プラン70	115,961,685	112,205,607

ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>	155,786,552	124,113,460
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>	127,875,527	94,641,571
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>	73,941,496	44,361,238
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>VA	51,115,770	17,501,233
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>VA	19,642,653	16,218,277
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>VA	4,797,043	751,566
ドイチェ・インド株式ファンド	14,883,868	14,883,868

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	数量	評価額(円)	備考
国債証券	第7回利付国債(40年)	105,000,000	135,730,350	
	第341回利付国債(10年)	170,000,000	172,864,500	
	第347回利付国債(10年)	100,000,000	101,067,000	
	第350回利付国債(10年)	50,000,000	50,573,000	
	第47回利付国債(30年)	190,000,000	234,598,700	
	第58回利付国債(30年)	90,000,000	94,094,100	
	第64回利付国債(20年)	170,000,000	176,344,400	
	第72回利付国債(20年)	247,000,000	262,570,880	
	第99回利付国債(20年)	230,000,000	260,700,400	
	第102回利付国債(20年)	80,000,000	93,085,600	
	第120回利付国債(20年)	240,000,000	273,225,600	
	第141回利付国債(20年)	230,000,000	270,077,500	
	第149回利付国債(20年)	100,000,000	116,396,000	
	第174回利付国債(20年)	40,000,000	39,790,800	
小計			2,281,118,830	
特殊債券	第42回道路債券	200,000,000	214,744,000	
小計			214,744,000	
合計			2,495,862,830	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 「ドイチェ・日本株式マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	(2020年11月16日現在)	(2021年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,432,232	31,069,451
株式	1,716,693,600	1,552,280,950
未収入金	200,000	-
未収配当金	9,265,489	8,726,178
流動資産合計	1,728,591,321	1,592,076,579
資産合計	1,728,591,321	1,592,076,579
負債の部		
流動負債		
未払利息	6	85
流動負債合計	6	85
負債合計	6	85
純資産の部		
元本等		
元本	850,875,779	673,354,794
剰余金		
剰余金又は欠損金()	877,715,536	918,721,700
元本等合計	1,728,591,315	1,592,076,494
純資産合計	1,728,591,315	1,592,076,494
負債純資産合計	1,728,591,321	1,592,076,579

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
-----------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2021年11月15日現在)	
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2020年11月16日現在)	(2021年11月15日現在)
1. 受益権の総数	850,875,779口	673,354,794口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.0315円 (20,315円)	2.3644円 (23,644円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	(自 2019年11月16日 至 2020年11月16日)	(自 2020年11月17日 至 2021年11月15日)
1. 金融商品に対する取組方針	当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左
-------------------	--	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2020年11月16日現在)	(2021年11月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませ	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(2020年11月16日現在)	(2021年11月15日現在)
株式	172,831,150	195,407,473
合計	172,831,150	195,407,473

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(2020年11月16日現在)	(2021年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
1. 元本の推移		
期首元本額	960,595,602	850,875,779
期中追加設定元本額	32,560,434	11,104,612
期中一部解約元本額	142,280,257	188,625,597
期末元本額	850,875,779	673,354,794
2. 元本の内訳		
ドイチェ・ライフ・プラン30	230,205,928	180,220,345
ドイチェ・ライフ・プラン50	298,415,695	260,798,587
ドイチェ・ライフ・プラン70	110,286,397	100,044,208
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>	36,442,111	26,401,418

ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>	77,256,518	52,808,376
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>	69,690,181	39,535,914
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>VA	12,089,797	3,727,700
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>VA	11,971,287	9,142,137
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>VA	4,517,865	676,109

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

銘柄	数量	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
日本水産	41,500	622.00	25,813,000	
ショーボンドホールディングス	3,200	5,150.00	16,480,000	
清水建設	19,100	768.00	14,668,800	
積水ハウス	9,300	2,410.50	22,417,650	
エクシオグループ	4,200	2,623.00	11,016,600	
アサヒグループホールディングス	4,100	4,785.00	19,618,500	
オンワードホールディングス	45,000	344.00	15,480,000	
ゴールドウイン	1,600	7,140.00	11,424,000	
信越化学工業	2,300	20,275.00	46,632,500	
花王	3,500	6,285.00	21,997,500	
富士フイルムホールディングス	3,800	9,245.00	35,131,000	
資生堂	1,700	7,486.00	12,726,200	
ユニ・チャーム	5,100	4,653.00	23,730,300	
協和キリン	10,000	3,705.00	37,050,000	
武田薬品工業	5,600	3,304.00	18,502,400	
ペプチドリーム	6,100	2,931.00	17,879,100	
ダイキン工業	1,300	25,550.00	33,215,000	
ダイフク	1,400	10,190.00	14,266,000	
日本精工	21,800	758.00	16,524,400	
日立製作所	5,600	7,272.00	40,723,200	
日本電気	5,100	5,540.00	28,254,000	
アンリツ	8,900	1,970.00	17,533,000	
キーエンス	700	71,490.00	50,043,000	
太陽誘電	3,900	6,430.00	25,077,000	
村田製作所	2,600	8,681.00	22,570,600	
東京エレクトロン	500	58,190.00	29,095,000	
トヨタ自動車	15,800	2,102.00	33,211,600	
スズキ	7,600	5,174.00	39,322,400	
ヤマハ発動機	10,800	3,155.00	34,074,000	
テルモ	6,000	4,919.00	29,514,000	
島津製作所	4,000	4,755.00	19,020,000	
HOYA	2,400	17,940.00	43,056,000	
朝日インテック	4,000	2,849.00	11,396,000	
東京瓦斯	6,100	1,974.00	12,041,400	
富士急行	1,800	5,080.00	9,144,000	
チェンジ	1,800	1,949.00	3,508,200	
野村総合研究所	9,900	4,835.00	47,866,500	
伊藤忠テクノソリューションズ	4,000	3,830.00	15,320,000	
大塚商会	2,200	5,180.00	11,396,000	
日本電信電話	13,000	3,293.00	42,809,000	
光通信	900	18,210.00	16,389,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	13,400	2,522.00	33,794,800	
ソフトバンクグループ	3,300	7,000.00	23,100,000	
神戸物産	4,600	4,300.00	19,780,000	
豊田通商	4,300	5,320.00	22,876,000	
三菱商事	5,500	3,440.00	18,920,000	
ミスミグループ本社	6,300	5,120.00	32,256,000	
セブン&アイ・ホールディングス	5,900	5,000.00	29,500,000	
コーナン商事	3,200	3,585.00	11,472,000	
ファーストリテイリング	500	75,840.00	37,920,000	
SBIホールディングス	7,100	2,897.00	20,568,700	
第一生命ホールディングス	10,200	2,341.50	23,883,300	
東京海上ホールディングス	7,100	5,952.00	42,259,200	
カチタス	8,700	4,345.00	37,801,500	
日本M&Aセンターホールディングス	12,500	3,695.00	46,187,500	
エムスリー	2,800	6,601.00	18,482,800	
オリエンタルランド	1,700	19,495.00	33,141,500	
楽天グループ	27,300	1,193.00	32,568,900	
リクルートホールディングス	8,900	8,071.00	71,831,900	

合計			1,552,280,950	
----	--	--	---------------	--

(イ)株式以外の有価証券
該当事項はありません。

信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

3. 「ドイチェ・外国債券マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	(2020年11月16日現在)	(2021年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	10,393,488	3,442,654
コール・ローン	3,190,533	17,797,763
国債証券	1,038,174,641	912,172,871
未収利息	10,092,558	9,411,926
前払費用	384,208	-
流動資産合計	1,062,235,428	942,825,214
資産合計	1,062,235,428	942,825,214
負債の部		
流動負債		
未払利息	8	48
流動負債合計	8	48
負債合計	8	48
純資産の部		
元本等		
元本	507,274,635	430,740,982
剰余金		
剰余金又は欠損金()	554,960,785	512,084,184
元本等合計	1,062,235,420	942,825,166
純資産合計	1,062,235,420	942,825,166
負債純資産合計	1,062,235,428	942,825,214

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2021年11月15日現在)

本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2020年11月16日現在)	(2021年11月15日現在)
1. 受益権の総数	507,274,635口	430,740,982口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.0940円 (20,940円)	2.1888円 (21,888円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	(自 2019年11月16日 至 2020年11月16日)	(自 2020年11月17日 至 2021年11月15日)
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。</p> <p>当親投資信託が行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。</p>	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左
-------------------	---	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2020年11月16日現在)	(2021年11月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませ	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(2020年11月16日現在)	(2021年11月15日現在)
国債証券	39,326,927	49,838,899
合計	39,326,927	49,838,899

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(2020年11月16日現在) 金額(円)	(2021年11月15日現在) 金額(円)
1. 元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額 期末元本額	557,800,557 11,692,716 62,218,638 507,274,635	507,274,635 2,085,621 78,619,274 430,740,982
2. 元本の内訳 ドイチェ・ライフ・プラン30 ドイチェ・ライフ・プラン50	194,834,934 164,299,629	164,064,697 156,218,022

ドイチェ・ライフ・プラン70	34,303,289	32,469,306
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>	31,099,245	24,034,450
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>	43,350,503	31,921,447
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>	21,391,626	12,961,377
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>VA	10,061,577	3,406,831
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>VA	6,535,575	5,451,032
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>VA	1,398,257	213,820

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	数量	評価額	備考	
国債証券	アメリカドル	UST 1.5% 08/15/26	500,000.00	506,601.56		
		UST 2.5% 08/15/23	1,200,000.00	1,243,453.12		
		UST 2.75% 07/31/23	450,000.00	467,753.90		
		UST 2.75% 08/15/47	100,000.00	115,746.09		
		UST 2.875% 05/15/49	200,000.00	239,195.31		
		UST 3.625% 08/15/43	400,000.00	516,156.25		
		UST 4.25% 05/15/39	300,000.00	410,203.12		
		UST 7.625% 02/15/25	200,000.00	243,343.75		
		小計			3,742,453.10 (426,639,653)	
		カナダドル	CAN 2% 06/01/28	300,000.00	308,730.00	
		小計			308,730.00 (28,045,033)	
		メキシコペソ	MBONO 10% 12/05/24	2,000,000.00	2,254,800.00	
		小計			2,254,800.00 (12,532,178)	
		ユーロ	BGB 5% 03/28/35	70,000.00	114,012.50	
			BTPS 0.95% 03/15/23	150,000.00	152,862.00	
			BTPS 1.5% 06/01/25	400,000.00	422,080.00	
			BTPS 4.75% 09/01/44	80,000.00	128,080.00	
			DBR 2.5% 07/04/44	50,000.00	79,772.50	
			DBR 4% 01/04/37	200,000.00	329,570.00	
			DBR 6.25% 01/04/24	100,000.00	115,261.00	
			FRTR 4.5% 04/25/41	300,000.00	524,400.00	
			FRTR 6% 10/25/25	150,000.00	189,345.00	
			NETHER 5.5% 01/15/28	100,000.00	137,125.00	
			RAGB 2.4% 05/23/34	70,000.00	89,845.00	
			SPGB 1.6% 04/30/25	300,000.00	320,805.00	
		SPGB 5.15% 10/31/44	100,000.00	184,795.00		
		小計			2,787,953.00 (363,827,866)	
		イギリスポンド	UKT 3.25% 01/22/44	100,000.00	141,570.00	
	UKT 5% 03/07/25		100,000.00	114,660.00		
	小計			256,230.00 (39,200,627)		
	ノルウェークローネ	NGB 1.75% 02/17/27	700,000.00	705,250.00		
	小計			705,250.00 (9,259,932)		
	ポーランドズロチ	POLGB 4% 10/25/23	500,000.00	512,000.00		
	小計			512,000.00 (14,393,651)		
	オーストラリアドル	ACGB 2.75% 06/21/35	200,000.00	218,640.00		
	小計			218,640.00 (18,273,931)		
	合計			912,172,871 (912,172,871)		

(注)1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 8銘柄	45.3%	46.7%
カナダドル	国債証券 1銘柄	3.0%	3.1%

メキシコペソ	国債証券	1銘柄	1.3%	1.4%
ユーロ	国債証券	13銘柄	38.6%	39.9%
イギリスポンド	国債証券	2銘柄	4.2%	4.3%
ノルウェークローネ	国債証券	1銘柄	1.0%	1.0%
ポーランドズロチ	国債証券	1銘柄	1.5%	1.6%
オーストラリアドル	国債証券	1銘柄	1.9%	2.0%

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

4. 「ドイチェ・外国株式マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	(2020年11月16日現在)	(2021年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	16,776,205	2,921,008
コール・ローン	1,204,283	1,713,673
株式	1,089,336,301	1,147,980,240
未収入金	4,000,000	-
未収配当金	1,069,838	988,987
流動資産合計	1,112,386,627	1,153,603,908
資産合計	1,112,386,627	1,153,603,908
負債の部		
流動負債		
未払利息	3	4
流動負債合計	3	4
負債合計	3	4
純資産の部		
元本等		
元本	455,753,316	340,491,955
剰余金		
剰余金又は欠損金()	656,633,308	813,111,949
元本等合計	1,112,386,624	1,153,603,904
純資産合計	1,112,386,624	1,153,603,904
負債純資産合計	1,112,386,627	1,153,603,908

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2021年11月15日現在)

本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2020年11月16日現在)	(2021年11月15日現在)
1. 受益権の総数	455,753,316口	340,491,955口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.4408円 (24,408円)	3.3881円 (33,881円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	(自 2019年11月16日 至 2020年11月16日)	(自 2020年11月17日 至 2021年11月15日)
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。</p> <p>当親投資信託が行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。</p>	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左
-------------------	---	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2020年11月16日現在)	(2021年11月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(2020年11月16日現在)	(2021年11月15日現在)
株式	138,379,163	218,085,495
合計	138,379,163	218,085,495

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(2020年11月16日現在)	(2021年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
1. 元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額 期末元本額	518,481,317 42,355,374 105,083,375 455,753,316	455,753,316 16,858,573 132,119,934 340,491,955
2. 元本の内訳 ドイチェ・ライフ・プラン30	84,413,247	69,950,381

ドイチェ・ライフ・プラン50	145,764,670	119,290,254
ドイチェ・ライフ・プラン70	98,382,588	79,611,897
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>	13,387,286	10,393,615
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>	37,002,978	24,159,398
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>	62,280,813	30,955,675
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>VA	4,591,416	1,477,618
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>VA	5,838,193	4,121,132
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>VA	4,092,125	531,985

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	銘柄	数量	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	EXXON MOBIL CORP	1,055	63.82	67,330.10	
	SCHLUMBERGER LTD	2,046	32.76	67,026.96	
	3M CO	391	183.66	71,811.06	
	ALLEGION PLC	504	135.18	68,130.72	
	PARKER HANNIFIN CORP.	301	334.00	100,534.00	
	COPART INC	436	155.65	67,863.40	
	UNION PACIFIC CORP	264	242.44	64,004.16	
	BOOKING HOLDINGS INC	48	2,451.65	117,679.20	
	STARBUCKS CORP	574	111.72	64,127.28	
	ALPHABET INC-CL A	174	2,973.56	517,399.44	
	META PLATFORMS INC-A	641	340.89	218,510.49	
	AMAZON COM INC	24	3,525.15	84,603.60	
	AUTOZONE INC	93	1,886.23	175,419.39	
	EBAY INC	1,654	73.91	122,247.14	
	HOME DEPOT INC	529	372.63	197,121.27	
	TJX COMPANIES INC	1,350	68.80	92,880.00	
	PEPSICO INC.	442	162.65	71,891.30	
	CHURCH & DWIGHT CO INC	708	89.92	63,663.36	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	1,027	78.03	80,136.81	
	PROCTER & GAMBLE CO	727	146.56	106,549.12	
	ABBOTT LABORATORIES	617	128.45	79,253.65	
	CENTENE CORP	1,103	75.86	83,673.58	
	MEDTRONIC PLC	1,212	119.31	144,603.72	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	481	458.99	220,774.19	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	621	160.88	99,906.48	
	AMGEN INC	350	211.39	73,986.50	
	BIOGEN INC	195	270.43	52,733.85	
	BRISTOL MYERS SQUIBB CO.	1,186	59.43	70,483.98	
	GILEAD SCIENCES INC	1,082	67.48	73,013.36	
	HORIZON THERAPEUTICS PLC	516	109.87	56,692.92	
	JOHNSON & JOHNSON	836	165.01	137,948.36	
	MERCK & CO. INC.	1,169	84.00	98,196.00	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	346	187.29	64,802.34	
	BANK OF AMERICA CORP	1,847	46.91	86,642.77	
	JP MORGAN CHASE&CO	800	166.86	133,488.00	
	AMERICAN EXPRESS COMPANY	694	181.89	126,231.66	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	329	308.53	101,506.37	
	INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	474	135.29	64,127.46	
	MOODY'S CORPORATION	454	388.02	176,161.08	
	NASDAQ INC	350	208.42	72,947.00	
	S&P GLOBAL INC	141	453.36	63,923.76	
	ALLSTATE CORPORATION	867	114.71	99,453.57	
	CHUBB LTD	329	192.84	63,444.36	
	MARSH & MCLENNAN COMPANIES	912	166.70	152,030.40	
	PROGRESSIVE CORP	1,388	96.17	133,483.96	
	ACCENTURE PLC-CL A	310	371.23	115,081.30	
	ADOBE INC	132	657.60	86,803.20	
	CHECK POINT SOFTWARE TECH	525	118.33	62,123.25	
	FIDELITY NATIONAL INFORMATIO	487	116.86	56,910.82	
	MICROSOFT CORPORATION	1,295	336.72	436,052.40	
	VISA INC-CLASS A SHARES	1,012	212.09	214,635.08	
	VMWARE INC-CLASS A	410	125.54	51,471.40	
	APPLE INC	3,371	149.99	505,616.29	
	ARISTA NETWORKS INC	227	525.80	119,356.60	

	HP INC	3,308	31.82	105,260.56
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	290	251.44	72,917.60
	SAMSUNG ELECTR-GDR REG S	91	1,510.50	137,455.50
	TE CONNECTIVITY LTD	411	164.31	67,531.41
	VERIZON COMMUNICATIONS	1,070	52.34	56,003.80
	APPLIED MATERIALS INC	1,396	156.82	218,920.72
	BROADCOM INC	111	563.22	62,517.42
	INTEL CORP	1,127	50.31	56,699.37
	QUALCOMM INC	466	164.94	76,862.04
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	1,794	118.69	212,929.86
	TEXAS INSTRUMENTS INC	293	190.08	55,693.44
小計				7,719,280.18 (879,997,940)
カナダドル	CANADIAN NATL RAILWAY CO	558	162.79	90,836.82
	DOLLARAMA INC	1,053	58.31	61,400.43
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	902	150.07	135,363.14
	TORONTO-DOMINION BANK	1,502	93.39	140,271.78
小計				427,872.17 (38,867,907)
ユーロ	TOTALENERGIES SE	2,171	43.17	93,732.92
	RELX PLC	2,218	27.87	61,815.66
	CONTINENTAL AG	291	106.68	31,043.88
	LVMH MOET-HENNESSY LOUIS VUITTON	72	722.90	52,048.80
	HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	440	76.60	33,704.00
	UNILEVER PLC	1,949	46.12	89,887.88
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG &	867	57.96	50,251.32
	FRESENIUS SE & CO KGAA	1,656	37.98	62,894.88
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	2,064	41.71	86,089.44
	SANOFI	613	89.22	54,691.86
	DEUTSCHE BOERSE AG	305	147.45	44,972.25
	ALLIANZ SE	420	204.85	86,037.00
	SAP SE	400	125.10	50,040.00
小計				797,209.89 (104,035,890)
イギリスポンド	RIO TINTO PLC	661	45.62	30,158.12
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	1,592	39.73	63,250.16
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	2,384	26.13	62,293.92
小計				155,702.20 (23,820,879)
スイスフラン	NESTLE SA-REG	1,988	123.66	245,836.08
	ROCHE HOLDING AG GENUSSSCHEIN	553	369.00	204,057.00
小計				449,893.08 (55,710,260)
スウェーデンクローナ	ASSA ABLOY AB-B	1,839	269.20	495,058.80
小計				495,058.80 (6,445,665)
ノルウェークローネ	DNB BANK ASA	3,130	213.70	668,881.00
小計				668,881.00 (8,782,407)
デンマーククローネ	NOVO NORDISK A/S-B	933	733.30	684,168.90
小計				684,168.90 (12,007,164)
香港ドル	TENCENT HOLDINGS LTD	1,100	486.35	534,993.80
	AIA GROUP LTD	8,600	83.33	716,689.60
小計				1,251,683.40 (18,312,128)
合計				1,147,980,240 (1,147,980,240)

(注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 65銘柄	76.3%	76.6%
カナダドル	株式 4銘柄	3.4%	3.4%
ユーロ	株式 13銘柄	9.0%	9.0%
イギリスポンド	株式 3銘柄	2.1%	2.1%
スイスフラン	株式 2銘柄	4.8%	4.9%
スウェーデンクローナ	株式 1銘柄	0.6%	0.6%

ノルウェークローネ	株式	1銘柄	0.8%	0.8%
デンマーククローネ	株式	1銘柄	1.0%	1.0%
香港ドル	株式	2銘柄	1.6%	1.6%

(イ)株式以外の有価証券
該当事項はありません。

信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ドイツ・ライフ・プラン30

(2021年12月30日現在)

資産総額	2,246,460,821 円
負債総額	8,611,405 円
純資産総額(-)	2,237,849,416 円
発行済口数	1,624,136,955 口
1口当たり純資産額(/)	1.3779 円
(1万口当たり純資産額)	(13,779 円)

ドイツ・ライフ・プラン50

(2021年12月30日現在)

資産総額	2,056,746,745 円
負債総額	6,877,613 円
純資産総額(-)	2,049,869,132 円
発行済口数	1,372,922,248 口
1口当たり純資産額(/)	1.4931 円
(1万口当たり純資産額)	(14,931 円)

ドイツ・ライフ・プラン70

(2021年12月30日現在)

資産総額	750,969,731 円
負債総額	1,988,701 円
純資産総額(-)	748,981,030 円
発行済口数	470,527,310 口
1口当たり純資産額(/)	1.5918 円
(1万口当たり純資産額)	(15,918 円)

(参考)ドイツ・日本債券マザー

(2021年12月30日現在)

資産総額	2,089,858,211 円
負債総額	35 円
純資産総額(-)	2,089,858,176 円
発行済口数	1,431,693,165 口
1口当たり純資産額(/)	1.4597 円
(1万口当たり純資産額)	(14,597 円)

(参考) ドイチェ・日本株式マザー

(2021年12月30日現在)

資産総額	1,225,362,583 円
負債総額	25 円
純資産総額 (-)	1,225,362,558 円
発行済口数	542,410,437 口
1口当たり純資産額 (/)	2.2591 円
(1万口当たり純資産額)	(22,591 円)

(参考) ドイチェ・外国債券マザー

(2021年12月30日現在)

資産総額	766,953,313 円
負債総額	48 円
純資産総額 (-)	766,953,265 円
発行済口数	350,644,940 口
1口当たり純資産額 (/)	2.1873 円
(1万口当たり純資産額)	(21,873 円)

(参考) ドイチェ・外国株式マザー

(2021年12月30日現在)

資産総額	925,189,551 円
負債総額	3 円
純資産総額 (-)	925,189,548 円
発行済口数	262,527,278 口
1口当たり純資産額 (/)	3.5242 円
(1万口当たり純資産額)	(35,242 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換について

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

3. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続き及び受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとしします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとしします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

5. 償還金

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

6. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（2021年12月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（2021年12月末現在）

発行済株式総数

61,560株（2021年12月末現在）

最近5年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役をおきます。

取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数は取締役については3名以上、監査役については1名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令または定款によって定められた事項につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(投資信託の運用プロセス)

四半期毎に行われる投資戦略会議において、ドイツ銀行グループの資産運用部門（グローバル）からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通しならびに大まかな運用方針を決定します。

運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、運用部長の承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。

承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。各拠点で運用ガイドライン・モニタリングを担当するチームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。

運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、運用に際して取っているアクティブリスクの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。

インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点等について検討を行います。

コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場で、ガイドライン遵守状況及び利益相反取引のチェックを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務、第一種金融商品取引業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

2021年12月末現在、委託会社の運用するファンドは82本、純資産総額は566,402百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	66本	239,453百万円
私募	単位型	株式投資信託	4本	11,912百万円
	追加型	株式投資信託	12本	315,037百万円
合計			82本	566,402百万円

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金	1	4,179,859	1	3,635,116
前払費用		6,084		18,514
未収入金		31,104		-
未収委託者報酬		419,358		454,967
未収運用受託報酬		4,146		2,271
未収収益		1,012,488		709,619
未収還付消費税等		7,341		14,645
立替金		43,273		38,451
為替予約		176		614
流動資産計		5,703,834		4,874,202
固定資産				
投資その他の資産				
投資有価証券		9,479		9,857
敷金		20,316		18,320
供託金		10,000		10,000
預託金		1,000		1,000
投資その他の資産合計		40,795		39,177
固定資産合計		40,795		39,177
資産合計		5,744,629		4,913,379

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	198,737	197,876
未払収益分配金	3	3
未払償還金	1,508	1,508
未払手数料	208,121	225,390
その他未払金	54,956	24,502
未払費用	1 575,298	1 928,564
未払法人税等	28,723	11,262
賞与引当金	118,431	136,011
為替予約	6,269	12,682
流動負債合計	1,192,050	1,537,800
固定負債		
退職給付引当金	497,764	439,883
長期未払費用	61,981	43,850
賞与引当金	87,975	77,057
繰延税金負債	-	444
固定負債合計	647,721	561,235
負債合計	1,839,771	2,099,036
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,078,000	3,078,000
資本剰余金		
資本準備金	1,830,000	1,830,000
資本剰余金合計	1,830,000	1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,002,124	2,094,662
利益剰余金合計	1,002,124	2,094,662
株主資本合計	3,905,875	2,813,337
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,017	1,006
評価・換算差額等合計	1,017	1,006
純資産合計	3,904,857	2,814,343
負債純資産合計	5,744,629	4,913,379

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	4,029,921	3,371,259
運用受託報酬	18,096	13,399
その他営業収益	1,868,787	1,513,878
営業収益合計	5,916,805	4,898,536
営業費用		
支払手数料	2,038,720	1,682,888
広告宣伝費	40,076	30,982
調査費	77,908	61,011
委託調査費	324,357	294,392
情報機器関連費	181,196	167,001
委託計算費	202,416	197,629
通信費	6,298	7,233
印刷費	39,319	29,134
協会費	13,341	10,585
諸会費	185	53
諸経費	24,932	26,717
営業費用合計	2,948,754	2,507,628
一般管理費		
役員報酬	59,100	57,975
給料・手当	1,162,628	1,108,247
賞与	491,833	405,716
交際費	9,820	620
寄付金	2,000	2,000
旅費交通費	35,705	1,375
租税公課	34,398	39,916
不動産賃借料	194,695	245,732
退職給付費用	112,065	107,556
福利厚生費	263,743	291,556
業務委託費	1 539,084	1 1,110,776
退職金	6,485	4,848
諸経費	81,627	115,248
一般管理費合計	2,993,188	3,491,571
営業損失()	25,137	1,100,663
営業外収益		
雑収益	6,563	3,874
営業外収益合計	6,563	3,874
営業外費用		
為替差損	10,548	13,565
その他	3,382	495
営業外費用合計	13,931	14,061
経常損失()	32,504	1,110,850
特別利益		
割増退職金の取崩しによる戻入益	-	21,045

特別利益合計	-	21,045
特別損失		
割増退職金	13,046	-
特別損失合計	13,046	-
税引前当期純損失()	45,551	1,089,804
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,734
法人税等調整額	782,916	-
法人税等合計	785,206	2,734
当期純損失()	830,757	1,092,538

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	3,078,000	1,830,000	171,366	4,736,633
当期変動額				
剰余金の配当			-	-
当期純損失()			830,757	830,757
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				-
当期変動額合計	-	-	830,757	830,757
当期末残高	3,078,000	1,830,000	1,002,124	3,905,875

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	43	43	4,736,676
当期変動額			
剰余金の配当			-
当期純損失()			830,757
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1,061	1,061	1,061
当期変動額合計	1,061	1,061	831,818
当期末残高	1,017	1,017	3,904,857

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	3,078,000	1,830,000	1,002,124	3,905,875
当期変動額				
剰余金の配当			-	-
当期純損失()			1,092,538	1,092,538
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				-
当期変動額合計	-	-	1,092,538	1,092,538
当期末残高	3,078,000	1,830,000	2,094,662	2,813,337

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	1,017	1,017	3,904,857
当期変動額			
剰余金の配当			-
当期純損失()			1,092,538
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	2,024	2,024	2,024
当期変動額合計	2,024	2,024	1,090,514
当期末残高	1,006	1,006	2,814,343

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当社においては過去より貸倒実績がないため引当金の計上をしておりません。

(2) 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．その他財務諸表のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

（未適用の会計基準等）

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

重要な影響は生じないと見込んでおります。

（貸借対照表関係）

- 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
預金	941,757 千円	1,198,619 千円
未払費用	29,781 千円	120,801 千円

（損益計算書関係）

- 1 関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
業務委託費	101,157 千円	172,944 千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客資産について投資助言・代理及び投資運用業務等を行っており、業務上必要と認められる場合以外は、自己勘定による資金運用は行っておりません。預金については全て決済性の当座預金であります。また、銀行借入や社債等による資金調達は行っておりません。

デリバティブについても、外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当座預金並びに営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬及び未収収益は、取引先の信用リスクに晒されています。預金に関するリスクは、当社の社内規程に従い、取引先の信用リスクのモニタリングを行っており、営業債権に関するリスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を実施し、主要な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているもので、投資額も必要最低額であるため、市場価格の変動リスク、市場の流動性リスクは限定的であります。

外貨建営業債権及び債務は為替変動リスクに晒されており、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約によりリスクの回避を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づいて取引、記帳及び取引先との残高照合等を行っております。

営業債務に関する流動性リスクについては、経理部において資金繰りをモニタリングしております。

上記、信用、市場、為替リスクに関する事項は、社内規程に基づいて定期的に社内委員会に報告され、審議、検討を行っております。また、流動性リスクに関する事項につきましても逐次、社内担当役員に報告されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	4,179,859	4,179,859	-
(2)未収委託者報酬	419,358	419,358	-
(3)未収運用受託報酬	4,146	4,146	-
(4)未収収益	1,012,488	1,012,488	-
(5)投資有価証券 その他の有価証券	9,479	9,479	-
資産計	5,625,331	5,625,331	-
(1)預り金	198,737	198,737	-
(2)未払手数料	208,121	208,121	-
(3)その他未払金	54,956	54,956	-
(4)未払費用	575,298	575,298	-
負債計	1,037,114	1,037,114	-
デリバティブ取引（*1） ヘッジ会計が適用されていないもの	(6,093)	(6,093)	-
デリバティブ取引計	(6,093)	(6,093)	-

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負債

(1) 預り金、(2) 未払手数料、(3) その他未払金及び(4) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	4,179,859	-	-
未収委託者報酬	419,358	-	-
未収運用受託報酬	4,146	-	-
未収収益	1,012,488	-	-
投資有価証券			
その他の有価証券	1,834	307	-
合計	5,617,687	307	-

(注) 償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	3,635,116	3,635,116	-
(2) 未収委託者報酬	454,967	454,967	-
(3) 未収運用受託報酬	2,271	2,271	-
(4) 未収収益	709,619	709,619	-
(5) 投資有価証券			
その他の有価証券	9,857	9,857	-
資産計	4,811,832	4,811,832	-
(1) 預り金	197,876	197,876	-
(2) 未払手数料	225,390	225,390	-
(3) その他未払金	24,502	24,502	-
(4) 未払費用	928,564	928,564	-
負債計	1,376,332	1,376,332	-
デリバティブ取引(*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(12,067)	(12,067)	-
デリバティブ取引計	(12,067)	(12,067)	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負債

(1) 預り金、(2) 未払手数料、(3) その他未払金及び(4) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	3,635,116	-	-
未収委託者報酬	454,967	-	-
未収運用受託報酬	2,271	-	-
未収収益	709,619	-	-
投資有価証券 その他の有価証券	-	468	-
合計	4,801,975	468	-

(注) 償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2020年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	9,479	10,496	1,017
合計		9,479	10,496	1,017

当事業年度 (2021年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	9,740	8,289	1,451
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	116	117	0
合計		9,857	8,406	1,450

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日）

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,960	49	-

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度（2020年 3月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

(単位:千円)

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建				
	ユーロ	13,917	-	176	176
	米ドル	350,105	-	1,741	1,741
	買建				
	ユーロ	378,861	-	4,527	4,527
合計		742,884	-	6,093	6,093

当事業年度（2021年 3月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

(単位:千円)

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建				
	ユーロ	284,734	-	2,742	2,742
	米ドル	436,136	-	14,695	14,695
	買建				
	ユーロ	943,008	-	3,356	3,356
	米ドル	350,829	-	2,013	2,013
合計		2,014,708	-	12,067	12,067

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定拠出年金制度を採用しております。加えて、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(単位:千円)	
	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	497,615	499,466
勤務費用	58,504	56,878
利息費用	1,572	1,977
数理計算上の差異の発生額	6,325	14,238
退職給付の支払額	52,880	124,408
転籍者調整額	980	140
退職給付債務の期末残高	499,466	419,816

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(単位:千円)	
	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	499,466	419,816
未積立退職給付債務	499,466	419,816
未認識数理計算上の差異	1,702	20,329
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	497,764	440,145
退職給付引当金	497,764	440,145
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	497,764	440,145

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(単位:千円)	
	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	58,504	56,878
利息費用	1,572	1,977
数理計算上の差異の費用処理額	11,436	7,793
確定給付制度に係る退職給付費用	71,514	66,649

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	(単位:千円)	
	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
割引率	0.50%	0.90%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度40,551千円、当事業年度 40,907千円でありました。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	（単位:千円）	
	前事業年度 （2020年3月31日）	当事業年度 （2021年3月31日）
繰延税金資産		
賞与引当金	52,129	65,241
その他未払金	16,827	7,502
未払費用	176,156	284,326
未払事業税	8,093	8,808
長期未払費用	30,051	13,427
退職給付引当金	152,415	134,692
減価償却超過額	26,694	113,657
繰越欠損金	624,026	824,633
その他有価証券評価差額金	311	-
その他	74,318	20,891
繰延税金資産小計	1,161,025	1,473,180
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	624,026	824,633
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	536,998	648,547
評価性引当額小計	1,161,025	1,473,180
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	444
繰延税金負債合計	-	444
繰延税金資産（負債）の純額	-	444

(注) 1. 評価性引当額が312,155千円増加しております。この増加内容は、繰延税金資産全額に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2020年3月31日）

（単位:千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	624,026	624,026
評価性引当額	-	-	-	-	-	624,026	624,026
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金624,026千円（法定実効税率を乗じた額）の全額について、評価性引当金を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みの計画により、回収不可能と判断し、繰延税金資産を認識しておりません。

当事業年度（2021年3月31日）

（単位:千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	824,633	824,633
評価性引当額	-	-	-	-	-	824,633	824,633
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金824,633千円（法定実効税率を乗じた額）の全額について、評価性引当金を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みの計画により、回収不可能と判断し、繰延税金資産を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位: %)	
	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6	30.6
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.4	0.0
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	45.6	1.9
評価性引当金	1,718.7	28.6
住民税均等割	5.0	0.2
法人税調整額等	19.4	-
その他	-	0.0
税効果会計適用後の法人税の負担率	1,723.7	0.2

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	5,280,839 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接 79 %	資金預入 サービスの授受	*1 II. 管理部門サービス	91,583	*2 預金 未払費用	941,757 21,888
親会社	DWS Group GmbH & Co. KGaA	ドイツ フランクフルト	200,000 千ユーロ	投資運用業	(被所有) 直接 100 %	サービスの授受	*1 II. 管理部門サービス	8,982	未払費用	7,883

当事業年度（自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	5,280,839 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接 79 %	資金預入 サービスの授受	*1 II. 管理部門サービス	128,412	*2 預金 未払費用	1,198,619 88,508
親会社	DWS Group GmbH & Co. KGaA	ドイツ フランクフルト	200,000 千ユーロ	投資運用業	(被所有) 直接 100 %	サービスの授受	*1 II. 管理部門サービス	44,514	未払費用	54,282

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当該会社とのサービス契約に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- *2 当座預金口座を開設しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ドイツ証券株式会社	東京都 千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 II. 管理部門サービス	484,880	未払費用	25,013
同一の親会社を持つ会社	RREEP America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	933,590	未収収益	584,884
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment Management Americas, Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*2 II. 管理部門サービス *1 その他営業収益 *3 委託調査	111,423 82,022 7,484	未払費用 未収収益	185,182 25,982
同一の親会社を持つ会社	DWS Grundbesitz GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	78,504	未収収益	19,507
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*2 II. 管理部門サービス *3 委託調査 *1 その他営業収益	△ 53,332 248,750 47,723	未払費用 未収収益	77,588 21,900
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク ルクセンブルク	30,877 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 II. 管理部門サービス *1 その他営業収益	2,142 172,325	未払費用 未収収益	4,188 32,970
同一の親会社を持つ会社	DWS International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*3 委託調査 *1 その他営業収益	42,487 289,088	未払費用 未収収益	38,893 206,740
同一の親会社を持つ会社	DWS Investments UK Limited	イギリス ロンドン	157,000 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	120,898	未収入金 未収収益	31,104 113,215

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社 を持つ会社	ドイツ証券 株式会社	東京都 千代田区	43,798 百万円	証券業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 II. 管理部門サービス *3 その他一般管理費	810,880 34,050	未払費用	278,753
同一の親会社 を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	798,780	未収収益	387,878
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investment Management Americas, Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*2 II. 管理部門サービス *1 その他営業収益 *3 委託調査	147,888 47,420 4,570	未払費用 未収収益	47,188 11,902
同一の親会社 を持つ会社	DWS Grundbesitz GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	83,710	未収収益	21,024
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*2 II. 管理部門サービス *3 委託調査 *1 その他営業収益	53,454 229,850 29,581	未払費用 未収収益	11,609 8,358
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク ルクセンブルク	30,877 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 II. 管理部門サービス *1 その他営業収益	2,442 2,520	未払費用 未収収益	7,138 47,027
同一の親会社 を持つ会社	DWS International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*3 委託調査 *1 その他営業収益	32,370 299,281	未払費用 未収収益	15,683 72,789
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investments UK Limited	イギリス ロンドン	107,000 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	115,217	未収収益	141,329
同一の親会社 を持つ会社	DBI Advisors LLC	米国 ウィルミントン	1 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	48,371	未収収益	13,537
同一の親会社 を持つ会社	DWS Alternatives GmbH	ドイツ フランクフルト	5,200 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	95,941	未収収益	23,582
同一の親会社 を持つ会社	DWS Beteiligungs GmbH	ドイツ フランクフルト	100,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 II. 管理部門サービス	25,298	未払費用	33,481
同一の親会社 を持つ会社	DWS Group Services UK Limited	イギリス ロンドン	21,500 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 II. 管理部門サービス	88,795	未払費用	87,438
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investments Singapore Limited	シンガポール シンガポール	98,700 千シンガ ポールドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 II. 管理部門サービス	111,882	未払費用	118,729
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investments Hong Kong Limited	香港 香港	238,800 千香港ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 II. 管理部門サービス	109,727	未払費用	113,839

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- *2 当該会社とのサービス契約に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- *3 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft フランクフルト証券取引所に上場
 ニューヨーク証券取引所に上場

DB Beteiligungs-Holding GmbH
 DWS Group GmbH & Co. KGaA フランクフルト証券取引所に上場

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	63,431.73 円	45,717.08 円
1株当たり当期純損失金額 ()	13,495.09 円	17,747.53 円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額 () の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当期純損失金額() (千円)	830,757	1,092,538
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株主に係る当期純損失金額() (千円)	830,757	1,092,538
期中平均株式数(株)	61,560	61,560

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
預金		3,741,033
前払費用		9,608
未収入金		42,304
未収消費税等	1	22,089
未収委託者報酬		480,540
未収運用受託報酬		2,190
未収収益		766,313
立替金		43,020
流動資産計		5,107,100
固定資産		
投資その他の資産		41,838
固定資産計		41,838
資産合計		5,148,938
負債の部		
流動負債		
預り金		44,088
未払金		284,659
未払手数料		238,505
その他未払金		46,153
未払費用		1,280,708
未払法人税等		65,645
賞与引当金		412,810
為替予約		9,565
流動負債計		2,097,479
固定負債		
長期未払費用		41,895
退職給付引当金		466,195
賞与引当金		73,833
繰延税金負債		597
固定負債計		582,522
負債合計		2,680,001
純資産の部		
株主資本		
資本金		3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		1,830,000
資本剰余金計		1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		2,440,417
繰越利益剰余金		2,440,417
利益剰余金計		2,440,417
株主資本計		2,467,582
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,354
評価・換算差額等合計		1,354
純資産合計		2,468,937
負債・純資産合計		5,148,938

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	1,755,509
運用受託報酬	4,750
その他営業収益	908,682
営業収益計	2,668,942
営業費用	
支払手数料	877,155
その他営業費用	403,624
営業費用計	1,280,779
一般管理費	1,665,270
営業損失()	277,107
営業外収益	3,419
営業外費用	1 6,840
経常損失()	280,528
税引前中間純損失()	280,528
法人税、住民税及び事業税	65,226
法人税等合計	65,226
中間純損失()	345,754

注記事項

重要な会計方針

	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。</p>
4. 収益の計上基準	<p>当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っています。</p> <p>契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。具体的には以下の通りです。</p> <p>委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>また、当社の関係会社から受取る運用受託報酬及び振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。</p>
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他中間財務諸表のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

（会計方針の変更）

（時価算定会計基準等の適用）

時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

なお、本基準の適用により当社の財務諸表に与える重要な影響はありません。

（収益認識に関する会計基準等の適用）

当社は「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号）を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、本基準の適用により当社の財務諸表に与える重要な影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2021年9月30日)
1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動資産の「未収消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
1 営業外費用の主要項目 為替差損 6,449千円

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

当中間会計期間末(2021年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)預金	3,741,033	3,741,033	-
(2)未収委託者報酬	480,540	480,540	-
(3)未収収益	766,313	766,313	-
(4)投資有価証券 その他の有価証券	10,363	10,363	-
資産計	4,998,251	4,998,251	-
(1)未払手数料	238,505	238,505	-
(2)未払費用	1,280,708	1,280,708	-
(3)未払法人税等	65,645	65,645	-
負債計	1,584,860	1,584,860	-
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	(9,565)	(9,565)	-
デリバティブ取引計	(9,565)	(9,565)	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間末（2021年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
通貨関連	-	9,565	-	9,565
負債計	-	9,565	-	9,565

(*1)時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、その他有価証券10,363千円は上記の表に含めておりません。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬及び(3)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

投資信託については、取引所の最終価格若しくは最終気配値又は基準価額を時価としております。

負債

(1)未払手数料、(2)未払費用及び(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

先渡為替予約の時価については、為替相場等観察可能な市場データに基づいて取引先金融機関等が算定したデータを使用して評価しているため、レベル2に分類しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（2021年9月30日）

その他有価証券

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	10,363	8,411	1,952
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	-	-	-
合計		10,363	8,411	1,952

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（2021年9月30日）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

(単位:千円)

区分	取引の種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建			
	ユーロ	72,466	-	596
	米ドル	211,290	-	2,965
	買建			
	ユーロ	581,590	-	6,003

合計	865,348	-	9,565	9,565
----	---------	---	-------	-------

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当社は投資運用業の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、セグメント情報に追加して記載することを省略しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	米国	その他	合計
1,759,894	457,282	451,765	2,668,942

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：千円）

相手先	営業収入	関連するセグメント
RREEF America L.L.C.	417,855	投資運用業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	当中間会計期間末 (2021年9月30日)
1 株当たり純資産額	40,106円19銭
1 株当たり中間純損失金額 ()	5,616円54銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
中間純損失金額 () (千円)	345,754
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純損失金額 () (千円)	345,754
普通株式の期中平均株式数(株)	61,560

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名 称	三井住友信託銀行株式会社
資本金の額	342,037百万円（2021年3月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考>再信託受託会社の概要

名 称	株式会社日本カストディ銀行
資本金の額	51,000百万円（2021年3月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
株式会社SBI証券	48,323百万円 （2021年3月末現在）	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
auカブコム証券株式会社、(注1)	7,196百万円 （2021年3月末現在）	
マネックス証券株式会社	12,200百万円 （2021年3月末現在）	
野村證券株式会社	10,000百万円 （2021年4月末現在）	
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円 （2021年3月末現在）	
楽天証券株式会社	7,495百万円 （2020年12月末現在）	
百五証券株式会社	3,000百万円 （2021年3月末現在）	
四国アライアンス証券株式会社(注2)	3,000百万円 （2021年4月末現在）	
ほくほくTT証券株式会社	1,250百万円 （2021年3月末現在）	
九州FG証券株式会社	3,000百万円 （2021年3月末現在）	
松井証券株式会社	11,945百万円 （2021年3月末現在）	

株式会社伊予銀行、(注2)	20,948百万円 (2021年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社紀陽銀行	80,096百万円 (2021年3月末現在)	
株式会社群馬銀行	48,652百万円 (2021年3月末現在)	
株式会社京葉銀行	49,759百万円 (2021年3月末現在)	
株式会社佐賀銀行	16,062百万円 (2021年3月末現在)	
株式会社四国銀行	25,000百万円 (2021年3月末現在)	
株式会社十六銀行、(注3)	36,839百万円 (2021年3月末現在)	
株式会社荘内銀行	8,500百万円 (2021年3月末現在)	
株式会社常陽銀行	85,113百万円 (2021年3月末現在)	
株式会社南都銀行	37,924百万円 (2021年3月末現在)	
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円 (2021年3月末現在)	
株式会社八十二銀行	52,243百万円 (2021年3月末現在)	
株式会社肥後銀行	18,128百万円 (2021年3月末現在)	
株式会社百五銀行	20,000百万円 (2021年3月末現在)	
株式会社広島銀行	54,573百万円 (2021年3月末現在)	
株式会社福井銀行	17,965百万円 (2021年3月末現在)	
株式会社第四北越銀行	32,776百万円 (2021年3月末現在)	
株式会社北海道銀行	93,524百万円 (2021年3月末現在)	
株式会社北國銀行	26,673百万円 (2021年3月末現在)	
株式会社みずほ銀行、(注4)	1,404,065百万円 (2021年3月末現在)	
株式会社みなと銀行、(注5)	39,984百万円 (2021年3月末現在)	
	45,743百万円	

株式会社武蔵野銀行	(2021年3月末現在)	
三井住友信託銀行株式会社、(注5)	342,037百万円 (2021年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

新規申込みの取扱いを行いません。

(注1) ドイチェ・ライフ・プラン30/70のみの取扱いとなります。

(注2) ドイチェ・ライフ・プラン50のみの取扱いとなります。

(注3) ドイチェ・ライフ・プラン70のみの取扱いとなります。

(注4) ドイチェ・ライフ・プラン30のみの取扱いとなります。

(注5) ドイチェ・ライフ・プラン30/50のみの取扱いとなります。

2【関係業務の概要】

受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。

販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と他の関係法人との間に資本関係はありません。

第3【その他】

- (1) 交付目論見書（金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定により交付される目論見書をいいます。以下同じ。）及び請求目論見書（金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定により交付される目論見書をいいます。以下同じ。）の表紙に、それぞれ「投資信託説明書（交付目論見書）」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載するほか、金融商品取引法に基づく目論見書である旨を記載する場合があります。また、使用開始日及び委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
- (2) 交付目論見書及び請求目論見書の表紙等に、(i)委託会社の名称、設立年月日、本店の所在地及びロゴマーク、()申込取扱場所である販売会社の名称及びロゴマーク、()ファンドの形態及びロゴマークを記載することがあります。また、図案を採用することがあります。
- (3) 交付目論見書の表紙等に、以下の趣旨の事項を記載することがあります。

投資信託の財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。
- (4) 請求目論見書の表紙裏に、以下の趣旨の事項の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、株式・債券等の値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。

投資信託は、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。

登録金融機関を通じて購入された投資信託は、投資者保護基金による支払い対象にはなりません。

投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。
- (5) 請求目論見書の巻末に、用語の解説を添付することがあります。
- (6) 請求目論見書の巻末に、信託約款を掲載します。
- (7) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (8) 交付目論見書及び請求目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
- (9) 交付目論見書または請求目論見書に、委託会社が作成する法定外資料の作成及び当該資料の入手に必要な情報の照会方法を記載することがあります。
- (10) ファンドの運用状況に関する情報を、日次、週次、月次等のデータとして、文章、数値、表、グラフ等で表示することがあります。その際、当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではない旨を注記することがあります。なお、データは適時、更新されます。
- (11) 投信評価機関、投信評価会社等からのファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2021年6月11日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 秀行
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年12月15日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・ライフ・プラン30の2020年11月17日から2021年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・ライフ・プラン30の2021年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年12月15日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・ライフ・プラン50の2020年11月17日から2021年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・ライフ・プラン50の2021年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年12月15日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・ライフ・プラン70の2020年11月17日から2021年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・ライフ・プラン70の2021年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月6日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 関 賢二
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - XBRLデータは監査の対象には含まれていません。